

別紙４－１（農村整備に係る運用）

第１ 趣旨

実施要綱第２の１の（２）の①のアの(エ)に掲げる農村整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用１から運用４までに定めるところによる。

第２ 農村整備の実施事業

農村整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

１．農村集落基盤再編・整備事業

農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に行う事業であり、運用１及び取扱い１に掲げる事業

２．農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を行う事業であり、運用２及び取扱い２に掲げる事業

３．畜産環境総合整備事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止や草地景観の多面的活用の推進に資する基盤整備等を行う事業であり、運用３に掲げる事業

４．農道整備事業

農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道の整備を行う事業であり、運用４に掲げる事業

運用 1（農村集落基盤再編・整備事業）

第 1 事業の内容

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の内容は次に掲げる事業とする。

1 集落基盤再編型

集落（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 4 項に定める農業集落をいう。以下この別紙において同じ。）の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するものとする。

2 中山間地域総合整備型

農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するものであり、次に掲げる事業とする。

（1）集落型事業

一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図る事業であって、次に掲げるもの。

ア 一般型事業

農業生産基盤及び農村生活環境又はこれらと併せて保全管理等の一体的整備を実施するもの。

イ 生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

ウ 生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

（2）広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

3 農地環境整備型

農地環境整備計画（以下この別紙において「整備計画」という。）に即して作成される事業計画に基づき、農業生産条件等が不利な中山間地域において耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全及び優良農地の保全を図るものであり、次に掲げる事業とする。

（1）一般型事業

（2）緊急耕作放棄地特別対策型事業

耕地面積の小さな集落において緊急的に耕作放棄地を解消するため、平成 23 年度までの申請に限り実施する事業

4 実施計画策定型

農業生産基盤のみの再編・整備の実施、農業生産基盤と併せ行う農村生活環境若しくは保全管理等のいずれかの再編・整備の実施又は農業生産基盤と併せ行う農村生活環境及び保全管理等の再編・整備の実施に際し、計画を策定する事業（以下「計画策定事業」という。）及び換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業（以下「経営体育成促進換地等調整」という。）とする。

第2 事業実施主体

- 1 集落基盤再編型の事業実施主体は、2に定める場合を除き、都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農林業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が事業実施主体として適当と認められる団体とする。ただし、実施計画策定型にあっては、一部事務組合を除くものとする。

なお、法人でない団体にあっては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

- (1) 団体の代表者及び代表権の範囲
- (2) 団体の意志決定の機関及びその決定方法
- (3) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

- 2 中山間地域総合整備型及び第3の2の(5)による事業を行う場合の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

- 3 中山間地域総合整備型を行うに当たっては、一の地区につき一の事業計画を作成し、事業の種類に応じて、一の事業計画につき一の事業実施主体が実施するものとする。

- 4 農地環境整備型の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。ただし、都道府県が実施する事業（以下この別紙において「県営事業」という。）において、土地改良区等交換分合事業の実施を希望する者から申請があった場合は、当該土地改良区等が都道府県知事と協議して実施するものとする。

第3 実施要件

本事業に係る実施要綱第2の2の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

- 1 共通事項

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）を対象としていること。

2 集落基盤再編型

（１）以下のいずれかに該当する事業とする。

ア 別表区分の欄 1 に掲げる事業（以下「農業生産基盤整備事業」という。）及び別表区分の欄 2 に掲げる事業（以下「農村生活環境整備事業」という。）（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(6)及び(9)に掲げる事業を除く。）を一体的に実施する事業。

イ 農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(6)及び(9)に掲げる事業を除く。）のみを実施する事業。

ウ ア又はイと併せて（５）による事業を実施する事業。

（２）別表区分の欄 1 の事業種類の欄(3)に掲げるほ場整備事業を土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 50 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる土地改良事業として行う場合にあつては、おおむね 20 ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とすること。

（３）別表区分の欄 2 の事業種類の欄(16)に掲げる歴史的土地改良施設保全整備事業にあつては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条若しくは第 98 条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設又は同法第 56 条の 2 の規定に基づき登録され、若しくは登録されることが確実であると認められる土地改良施設であること。

イ 当該施設の支配面積が 20 ヘクタール以上であること。

（４）別表区分の欄 2 の事業種類の欄(11)に掲げる市民農園等整備事業にあつては、「農業振興地域整備の推進について（平成 14 年 11 月 1 日付け 14 農振第 1179 号農林水産事務次官依命通知）」の記の 2 の規定にかかわらず、農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができるものとする。

（５）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、当該地域においては、次のいずれかに掲げるところにより、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び別表区分の欄 5 に掲げる事業（以下「特認事業」という。）を実施することができるものとする。

ア 農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄 1 の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち 2 以上の

事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、都道府県が実施する事業（以下この別紙において「県営事業」という。）にあってはおおむね 60 ヘクタール以上、市町村が実施する事業（以下この別紙において「市町村営事業」という。）にあってはおおむね 20 ヘクタール以上（本事業の実施地域のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が 75 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 20 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の 50 パーセント以上を占める地域においては、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上）であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して農業生産基盤整備事業を実施する場合にあっては、おおむね 10 ヘクタール以上であること。

イ 別表区分の欄 1 の(3)に掲げるほ場整備事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上であること又はほ場整備事業と別表区分の欄 1 の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して事業を実施する場合にあっては、おおむね 10 ヘクタール以上であること。

ウ 農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち 2 以上の事業を行うものであること。

3 中山間地域総合整備型

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域であって、集落型事業のうち一般型事業及び生活環境型事業にあっては一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落、広域連携型事業にあっては市町村全域から複数の市町村までに及ぶ広域的な地域を事業対象地域とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）、別表区分の欄 3 に掲げる事業（以下「保全管理等事業」という。）及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること。

ア 集落型事業のうち一般型事業にあっては、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）、又はこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄 1 の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち 2 以上の事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね 60 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 20 ヘ

クタール以上（本事業の実施地域のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が75パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね20分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50パーセント以上を占める地域においては、県営事業にあってはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね10ヘクタール以上）であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して農業生産基盤整備事業を実施する場合にあっては、おおむね10ヘクタール以上であること。

なお、保全管理等事業を実施する場合には以下の要件を満たすものとする。

- ① 事業計画の対象区域（以下この別紙において「事業計画区域」という。）の農地面積に対して、本事業の受益地となる、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域（以下この別紙において「生産区域」という。）の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。
- ② 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

イ 集落型事業のうち生産基盤型事業にあっては、別表区分の欄1の事業種類の欄(3)に掲げるほ場整備事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね10ヘクタール以上であること又はほ場整備事業と別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して事業を実施する場合にあっては、おおむね10ヘクタール以上であること。

ウ 集落型事業のうち生活環境型事業にあっては、農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち2以上の事業を行うものであること。

エ 広域連携型事業にあっては、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち2以上の事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上であること又は農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち2以上の事業を行うものであって、中山間地域広域連携整備促進対策事業実施要綱（平成8年5月10日付け8構改D第182号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間地域広域連携整備促進計画若しくは中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進対策事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改

C第136号農林水産事務次官依命通達)に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられたものであること。

(2) 集落型事業のうち一般型事業及び広域連携型事業にあつては、農業の生産条件及び生活環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わせられており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。

(3) 集落型事業にあつては、県営事業を実施する場合、別に定める要件を満たすこと。

4 農地環境整備型

(1) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域において、農業生産基盤整備事業（別表区分の欄1の事業種類の欄(5)及び(6)に掲げる事業を除く。）、保全管理等事業及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること。

ア 一般型事業

- ① 事業計画区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。
- ② 本事業を実施する生産区域における農業生産基盤整備事業（別表区分の欄1の事業種類の欄(5)及び(6)に掲げる事業を除く。）の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。
- ③ 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

イ 緊急耕作放棄地特別対策型事業

- ① 事業計画区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね5割程度は確保できる見通しのあること。
- ② 本事業を実施する事業計画区域がおおむね10ヘクタール以上であること。
- ③ 事業計画区域に占める耕作放棄地及び別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6%以上であること。
- ④ 事業計画区域は、耕作放棄地全体調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づく耕作放棄地解消計画が策定された地域であつて、別に定める要件を満たす地域であること。

(2) 県営事業を実施する場合、別に定める要件を満たすこと。

5 実施計画策定型

(1) 計画策定事業にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)まで、別表区分の欄2の事業種類の欄(17)（第4の4により実施する場合に限る。）

及び別表区分の欄3の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業について、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、事業計画及び第4の4に規定する集落基盤再編計画の策定に必要な事項についての調査及び検討を行うものであること。また、経営体育成促進換地等調整にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(3)のほ場整備事業を予定している地区であつて、実施内容については、経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。)の4に掲げる業務を行うものであること。

(2) 計画策定事業の実施期間は、1年以内とする。また、経営体育成促進換地等調整の実施時期及び実施期間は、調整要領の5に定めるところによる。

(3) 経営体育成促進換地等調整の実施に当たっては、この別紙によるもののほか、調整要領に定めるところによる。

第4 計画の作成

1 事業計画は、次のとおり定めるものとする。

(1) 中山間地域総合整備型の集落型事業のうち生産基盤型事業の場合

事業対象地域を中心とした活性化の基本方向、土地状況に応じた整備の基本方向及び活性化の推進方策についての構想(以下「活性化構想」という。)並びに当該構想に基づく事業の計画を定めるものとする。

(2) 中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業において保全管理等事業を実施する場合及び農地環境整備型の場合

ア 事業実施主体は、別紙4-2取扱い1の第3の5の(6)により承認された整備計画に基づき事業計画を作成するものとする。

イ 事業計画区域は、整備計画を作成した区域のうち、本事業の受益地となる生産区域及び長期的な営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む区域(以下この別紙において「保全管理区域」という。)とする。

ウ 本事業を実施する生産区域は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象として作成するものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて対象とせざるを得ない場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とするものとする。

エ 事業目的、事業実施主体、事業計画区域の範囲、工事計画、施設の予定管理者及び予定管理方法、費用及びその負担方法、資金計画等を定めるものとする。

オ 都道府県知事が事業計画を作成する場合には、あらかじめ関係市町村長と十分連絡調整を図るとともに、都道府県知事は、事業計画を作成した場合には当該計画を当該市町村長に通知するものとする。

(3) (1) 及び農地環境整備型以外の場合

農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成 13 年 8 月 3 日付 13 農振第 1194 号農林水産事務次官、国総事第 35 号国土交通事務次官依命通知）に基づき作成される農村振興基本計画（以下この別紙において「基本計画」という。）又は基本計画に準ずる計画（以下この別紙において「準ずる計画」という。）及び第 4 の 4 に規定する集落基盤再編計画（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(17)に掲げる事業を実施する場合に限る。）に即した内容となっており、地元住民等の意向が十分に反映され、農村振興の関連施策を総合的に講じることにより、地域の活力向上と個性ある地域づくりに資するよう定めるものであって、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下この別紙において「法」という。）に基づく事業（別表区分の欄 1 に掲げる事業をいう。ただし、事業種類の欄（2）の事業のうち農道橋等の保全対策を除く。）が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は、当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、法第 7 条及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）第 14 条の 2 に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 基本計画等における事業計画の位置付け
- イ 事業の目的
- ウ 事業の目標及び指標
- エ 事業計画区域の範囲
- オ 工事計画
- カ 費用の総額及びその内容
- キ 工事の着手及び完了予定時期
- ク 事業実施主体
- ケ 効用
- コ 費用負担の方法及び資金計画
- サ 施設の予定管理者及び（予定）管理方法
- シ 地域住民活動の計画
- ス 関連事業
- セ 農村振興の関連施策（第 3 の 2 の（5）及び第 3 の 3 による事業の場合）

中山間地域総合整備型の広域連携型事業については、上記の内容に加え、地域内の役割分担と地方単独事業等との連携方策等について明らかにするものとする。

- 2 事業計画の作成に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条及び第 9 条に規定する農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画等との調和に配慮するとともに、地元関係者及び関係団体等の意向を十分考慮しなければならない。
- 3 事業計画は、中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業及び広域連

携型事業にあつては、当該計画に定められた農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的かつ集中的に施行することにより、その区域における農業生産活動の活性化と農村の健全な発展に寄与することが明らかなものでなければならない。

- 4 別表区分の欄2の事業種類の欄(17)に掲げる事業においては、事業計画の他、集落基盤再編計画を定めるものとし、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画の概要

(2) 事業で撤去する農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設
(以下この別紙において「農業農村施設」という。)の概要

(3) 農業農村施設の撤去に附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道、農道
その他農業生産基盤施設(以下この別紙において「農業集落道等」という。)の概要

(4) 撤去施設の機能の集約先施設の概要及び利用計画

(5) 撤去された農業農村施設用地の跡地利用計画

(6) その他必要な事項

第5 事業の実施

- 1 都道府県知事は、都道府県が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として別紙4-2取扱い1に定める様式により、事業計画の概要表等(以下この別紙において「計画概要表等」という。)を地方農政局長等(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下この別紙において同じ。)に提出するものとする。
- 2 道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金(基本財産を含む。)の過半を出資若しくは拠出している団体から、計画概要表等を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があつたときは、計画概要表等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、新たに交付金を充当して計画策定事業を実施しようとするときは、別紙4-2取扱い1に定める様式により農業農村基盤整備実施計画地区概要表を地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金(基本財産を含む。)の過半を出資若しくは拠出している団体から新たに交付金を充当して計画策定事業を実施したい旨の報告があつたときは、別紙4-2取扱い1に定める様式により当該農業農村基盤整備実施計画地区概要表を地方農政局長等に提出するものとする。

- 5 都道府県知事は、調整要領の3に掲げる者から新たに交付金を充当して経営体育成促進換地等調整を実施したい旨の報告があったときは、別紙4-2 取扱い1に定める様式により当該経営体育成促進換地等調整調書を地方農政局長等に提出するものとする。

第6 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、事業実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別紙4-2 取扱い1に定める様式により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等へ提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体が事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別紙4-2 取扱い1に定める様式により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

第7 事業の達成状況報告等

- 1 事業実施主体は、集落基盤再編型の達成状況を以下のとおり報告するものとする。
 - （1）事業計画に定める事業の目標について、達成状況を検証し、事業完了年度から5年度後の3月31日までに別紙4-2 取扱い1に定める様式により、当該検証結果を地方農政局長等に報告するものとする。
 - （2）平成17年度までに採択され、かつ、平成18年度において実施中の事業に係る地区については、基本計画又は第4の1の（3）の事業計画の策定に際して基本とした農村振興基本計画と同等の計画において掲げた目標に対する達成状況を検証し、当該検証結果を（1）に準じて報告するものとする。

第8 事業の推進

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業計画の作成及び本事業の実施の適正かつ円滑な推進のために必要な助言、指導その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事及び市町村長は、農業・農村の活性化のために必要な他事業との調整を図り、本事業の実施の効率的な推進に努めるものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、本事業の趣旨に即し、当該事業に係る農家等の負担額

の軽減が図られるよう所要の措置を講ずるものとする。

第9 助成

- 1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙 4-2 取扱い 1 に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

- 2 本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業の実施に関し必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。ただし、実施計画を策定するための事業にあつては、この限りではない。

- （1）日本政策金融公庫資金の貸付条件は、日本政策金融公庫の業務方法書に定めるところによるものとする。
- （2）農業近代化資金の貸付条件は、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）に定めるところによるものとする。

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

- 2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに交付要綱第 4 に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

- （1）停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- （2）農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第 11 その他

- 1 本事業の実施については、法、土地改良法施行令及び土地改良法施行規則その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）附則第 2 条第 1 項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第 4 条第 3 項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 3 運用別表区分の欄 1 の事業種類の欄（1）～（8）の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 4 3 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 3 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 12 経過措置

- 1 農地環境整備事業実施要綱（平成 4 年 7 月 15 日付構改 D 第 457 号）の第 5 の 1 及び 2 に基づいて採択された地区であって、平成 24 年度以降も継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の農地環境整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別紙 19（集落基盤整備事業）、別紙 20（中山間地域総合整備事業に係る運用）、別紙 22（農地環境整備事業に係る運用）の規定に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も農山漁村地域整備交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。

- 4 3により移行された地区の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。ただし、同交付要綱の別紙 19 の第 3 の 1 の助成経費については、第 10 の 1 によるものとする。
- 5 地域自主戦略交付金交付要綱別紙 19 の第 2、別紙 20 の第 4、別紙 22 の第 5 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本運用に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 6 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のアのうち（サ）（集落基盤整備事業）及び（シ）（中山間地域総合整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 7 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のアのうち（シ）（農村集落基盤再編・整備事業）及び（ス）（農地環境整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 8 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生畜第 1968 号、26 農振第 1939 号、26 林整計第 840 号、26 水港第 3629 号）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号）に基づき事業を実施している地区であって、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する地区については、第 3 の 4 の（1）のアの③の別に定める要件を満たす地域であるとみなす。
- 9 令和 4 年度までに採択された地区であって令和 5 年度に別表区分の欄 4 に掲げる事業を新設する場合又は令和 5 年度に新規採択された地区であって令和 6 年度に別表区分の欄 4 に掲げる事業を新設する場合にあつては、当該事業の新設は第 6 に定める事業計画の重要な部分の変更に該当しないものとする。

別表 農村集落基盤再編・整備事業の事業種類及び内容

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）、並びに農道橋等の保全対策
	(3) ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(4) 農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5) 農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6) 客土事業	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	(8) 農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業
2 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備
	(4) 農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	(5) 用地整備事業	ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備
	(6) 活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備事業	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農山廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備

	(9) 交流施設基盤整備事業	農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(11) 市民農園等整備事業	ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするもの ① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ③ ①又は②に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備事業	① 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設 ② 農地及び土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響を低減するために行う整備（離島又は奄美群島において行うものに限る。）
	(13) 地域資源利活用施設整備事業	農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
	(14) 施設補強整備事業	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強
	(15) 施設環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
	(16) 歴史的な土地改良施設保全整備事業	歴史的な土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備
	(17) 施設集約整備事業	集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去及び撤去跡地の整備
	(18) 交換分合事業	農用地等の交換分合
	(19) 集落土地基盤整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
3 保全管理等事業	(1) 高付加価値農業基盤整備事業	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水対策等
	(2) 附帯事業	本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転
	(3) 用地整備事業	耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の

		用地、森林等として利活用するために必要な用地の整備
	(4) 市民農園等整備事業	① 耕作放棄地等をア又はイに掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良若しくは保全のために必要な施設の整備 ア 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の用に供する農用地 イ 集落農園の用に供する農用地 ② ①に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備事業	耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備
	(6) 遊水池整備事業	耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地又は土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設及びこれに附帯する施設の整備
	(7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備	保全管理区域において営農上不要になった土地改良施設の撤去及び跡地の整地等の整備
	(8) 交換分合事業	農用地等の交換分合
4 農業生産基盤整備附帯事業	埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に必要と認める事業

注) 「離島」とは離島振興法(昭和28年法律72号)に基づく指定地域とする。

「奄美群島」とは奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域とする。

運用 2（農業集落排水事業）

第 1 農業集落排水事業の内容等

- 1 事業実施主体は、都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体であって、別紙 4－2 取扱い 2 第 1 に定める要件を満たしているものとする。ただし、2 の(2)及び(3)の事業実施主体は、市町村に限るものとする。
- 2 事業の内容は、以下のとおりとする。
 - (1) 汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（以下この別紙において「農業集落排水施設等」という。）の整備又は改築
 - (2) (1)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定
 - (3) 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画（以下この別紙において「最適整備構想」という。）の策定
- 3 2 の(1)の事業実施主体は、市町村が作成する農業集落排水資源循環促進計画に即して、農業集落排水事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成し、これに基づき事業を実施するものとする。

第 2 資源循環促進計画

- 1 農業集落排水資源循環促進計画（以下この別紙において「資源循環促進計画」という。）は、市町村長が作成するものとする。
- 2 資源循環促進計画は、原則として、市町村のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）全域を対象として作成するものとする。
- 3 資源循環促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 農業集落排水汚泥処理の現状
 - (2) その他の有機物資材の処理の現状
 - (3) 農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針
 - (4) 対象となる農業集落排水汚泥等
 - (5) 農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画
 - (6) 再生資源の利用に関する計画
 - (7) 再生資源の利用促進方策
 - (8) 農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール
 - (9) 農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方

第 3 第 1 の 2 の(1)の事業計画

- 1 事業計画は、原則として、事業実施主体となる者が作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合は、この限りでない。
- 2 事業計画は、主として連続した農業集落の領域であって、社会的・歴史的・地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域（以下この別紙において「集落圏」という。）を対象として作成するものとする。
- 3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業の目的

- (2) 事業計画区域の範囲
 - (3) 工事計画
 - (4) 費用の総額及びその内容
 - (5) 事業実施主体
 - (6) 費用負担の方法
 - (7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
 - (8) 資金計画
 - (9) 工期
- 4 事業計画は、集落圏における農業生産基盤、農村生活環境基盤等との調和に配慮して定めるものとする。
- 5 当該事業計画の作成に当たり必要がある場合には、農業集落排水事業の実施に関する施設の管理者及び関係都道府県の担当部局と協議調整を図るよう努めるものとする。
- 6 当該事業計画の作成に当たり、環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施することが効率的と認められる場合には、連携計画を作成するものとする。
- 7 連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 対象地域の範囲
 - (2) 事業の概要
 - (3) 公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業の概要
 - (4) 費用の総額及び負担方法
 - (5) 施設の予定管理者
 - (6) 家屋間の最大距離

第4 第1の2の(1)の事業実施手続き

- 1 都道府県知事は新たに交付金を充当して第1の2の(1)の事業を実施しようとするときは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の2の(2)の③に定める要件の確認に必要な資料として別紙4-2取扱い2に定める様式による事業計画（第3の6の規定に基づき連携計画が策定された場合には、事業計画の概要表及び連携計画。以下この別紙において同じ。）及び資源循環促進計画の概要表を添付し、事業実施計画報告書を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長。その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第1に定める農業者等が組織する団体から、別紙4-2取扱い2に定める様式による資源循環促進計画及び事業計画の概要表並びに事業計画書を添付して新たに交付金を充当して第1の2の(1)の事業を実施したい旨の申請があったときは、事業計画について承認を行った上で、資源循環促進計画及び事業計画の概要表を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第1に定める農業者等が組織する団体が事業計画の重要な部分の変更を行うときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。なお、この場合、従前の地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業にあっても、事業計画において新たに工期

を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、重要な部分の変更を行った際及び3の承認を行った際には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第5 第1の2の(2)の事業実施手続き

都道府県知事は、市町村長から、別紙4-2取扱い2に定める様式による事業実施申請書により、新たに交付金を充当して第1の2の(2)の事業を実施したい旨の申請があり、事業実施が適当であると認めるときは、事業実施申請報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第6 第1の2の(3)の事業実施手続き

- 1 都道府県知事は、市町村長から、別紙4-2取扱い2に定める様式による事業計画書を添付して新たに交付金を充当して第1の2の(3)の事業を実施したい旨の申請があり、事業実施が適当であると認めるときは、当該事業計画書を添付した事業実施計画報告書を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 市町村長は、当該事業計画において施設を追加又は対象外とする変更を行うときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- 3 都道府県知事は、2の承認を行った際には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第7 指導推進

都道府県知事は、農業集落排水事業の実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導その他の所要の援助を講ずるものとする。

第8 助成

- 1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙4-2取扱い2第8に定めるところにより、事業実施主体などに助成する。
- 2 農業集落排水事業の実施に関し、必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。
 - (1) 日本政策金融公庫資金の貸付条件は農林漁業金融公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。
 - (2) 農業近代化資金の貸付条件は農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）に定めるところによるものとする。

第9 第1の2の(3)の事業の実施結果の報告

事業実施主体は、別紙4-2取扱い2に定めるところにより、本事業の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。また、地方農政局長等は必要に応じて都道府県知事に報告を求めるものとする。

第10 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の規定に基づいて事業実施の申請を行っている農業集落排水事業については、本要綱に基づき事業計画等が提出されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別表1の1の(1)のクに基づき農業集落排水単独事業を実施してきた地区であって、平成24

年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

第11 附則

- 1 従前の農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2137号）又は地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）に基づく事業の実施に当たっては、本要綱を準用するものとする。
- 2 交付要綱の改正に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2137号農林水産事務次官依命通知）」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産事務次官依命通知以外の農林水産事務次官依命通知にあっては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2137号農林水産事務次官依命通知）」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要綱」と読み替えるものとする。

運用 3（畜産環境総合整備事業）

第 1 用語の定義

畜産環境総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において肥育豚換算頭数、環境負荷脆弱地域、草地景域活用活性化施設、新技術、農業協同組合等、農地所有適格法人、農地所有適格法人等、養畜の業務を営む者とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1 肥育豚換算頭数

肥育豚換算頭数とは、各家畜の頭数を排せつ物の量を勘案して次の換算係数により肥育豚の頭数に換算して合計したものをいう。

ア 成牛 1 頭につき	5.0 頭
イ 育成牛 1 頭につき（24 カ月未満）	2.5 頭
ウ 繁殖豚 1 頭につき	2.0 頭
エ 鶏 1 羽につき	0.02 頭

2 環境負荷脆弱地域

環境負荷脆弱地域とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

ア 水質等規制地域

(ア) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく水質保全に係る指定地域

(イ) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

(ウ) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

(エ) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく関係府県の区域

(オ) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく指定地域

(カ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年条約第 28 号（ラムサール条約））の指定湿地に流入する地域（湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。）

(キ) 都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

イ 水道水源の上流域

ウ クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

3 草地景域活用活性化施設

草地景域活用活性化施設とは都市住民との交流及び草地景観の適切な利用と保全を図るための施設並びに畜産施設周辺の環境美化を図るために必要な施設をいう。

4 新技術

新技術とは、悪臭の主な発生源である畜舎及び家畜ふん尿処理施設における臭気及び粉じんを除去し得る新技術（近年開発・改良されたか、又はされつつある技術に限る。）であって、次のいずれかに該当する技術をいう。

ア ヤシガラ等の生物資材又は濾過材に増殖した生物により悪臭成分を減少させる技術

イ 光触媒、オゾン等の酸化作用により悪臭成分を減少させる技術

- ウ 活性炭、イオン交換樹脂等に臭気を吸着させ悪臭成分を減少させる技術
- エ その他次に掲げる基準をすべて満たす技術であって地域における波及効果等の観点から事業執行上特に必要と認められる技術
- (ア) 脱臭方式の基礎的技術が試験研究機関や異分野産業で確立されていること。
- (イ) 新規性または独創性に優れた、新たな技術であること。
- (ウ) 畜産経営に適合する技術であり、普及の可能性が高いこと。
- 5 農業協同組合等
農業協同組合等とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。
- 6 農地所有適格法人
農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。
- 7 農地所有適格法人等
農地所有適格法人等とは、農地所有適格法人又はこれに準ずる法人をいう。なお、「これに準ずる法人」とは、養畜の業務を営む農事組合法人、持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が 50 人以下であって、かつ公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。
- ア その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあるのは農業と併せ行う農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この別紙において同じ。）及びこれに附随する事業に限られること。
- イ その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。
- 8 養畜の業務を営む者
養畜の業務を営む者とは、養畜の業務を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は 1 人として取り扱うものとする。

第 2 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業の実施に当たっては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）の規定に即するよう十分留意するとともに、「環境保全型畜産確立対策の総合的な推進について」（平成 5 年 7 月 5 日付け 5 畜 A 第 1074 号農林水産事務次官依命通知）に配慮するものとする。
- なお、本事業の推進に当たっては、水質汚濁、悪臭等各種の畜産経営に起因する環境汚染についての規制が遵守されるよう十分配慮するものとする。
- 3 本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域において実施するものとする。なお、家畜排せつ物処理施設整備、地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備、エネルギー等副産物利用処理施設整備、家畜排せつ物燃焼処理施設整備（以下この別紙において「家畜排せつ物処理施設の整備」という。）及び臭気対策施設の整備に限っては、農業振興地域以外の区域を対象とすることができるものとする。
- 4 本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等

の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。(以下この別紙において「PFI法」という。))の活用に努めるものとする。

- 5 本事業(第6の表の事業実施計画策定事業及びストックマネジメント事業並びに牧場用機械施設整備のうち農機具等を除く。)による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第3 事業の内容及び実施要件

本事業では、次の各号に掲げる種類の事業を実施できるものとし、その実施要件は次の表に掲げるとおりとする。

1 事業の種類

(1) 資源リサイクル事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進するため、基本施設整備事業、利用施設整備事業及び家畜排せつ物処理施設の機能保全(以下この別紙において「ストックマネジメント」という。)事業を行う事業

(2) 草地畜産活性化事業

草地(飼料畑を含む。以下この別紙において同じ。)の持つ多面的機能を活用し、地域の環境整備を行うため、基本施設整備事業及び利用施設整備事業を行う事業

(3) 新技術活用地域環境改善事業

畜産経営に起因する悪臭発生を防止するため、基本施設整備事業及び利用施設整備事業を行う事業

種類	事業実施要件
1 資 源 リ サ イ ク ル 事 業	(1) 将来にわたり畜産主産地として発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。 (2) 事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づき家畜排せつ物の利用の促進が図られるものであること。 (3) 本事業の参加資格者(以下この別紙において「事業参加資格者」という。)の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね1,000頭(環境負荷脆弱地域の場合にあっては、おおむね500頭)以上であること。 なお、事業参加資格者に養豚又は養鶏の業務を営む者を含む場合にあっては、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭(環境負荷脆弱地域の場合にあっては、おおむね1,000頭)以上であること。 (4) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として3人(環境負荷脆弱地域の場合にあって、かつ、農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあっては1法人)以上であること。 (5) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね10ha(た

	だし、事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね 5 ha) 以上であること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。 (7) 家畜排せつ物処理施設のストックマネジメントを実施する場合は、あらかじめ(1)から(6)の要件を満たしており、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 a 地方公共団体、農業協同組合等が所有しており、地域において重要な機能を担う施設であること。 b 老朽化により施設の機能低下が認められること。 c 既存施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能の向上を主な目的としないものであること。 d 都道府県により施設保全対策実施方針が策定されていること。 e 機能保全計画を策定し、それに基づく機能保全対策を実施すること。
2 草地 畜産 活性化 事業	(1) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。 (2) 草地景域活用活性化施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。 (3) 基本施設整備事業に係る受益面積がおおむね 30ha 以上であること。 (4) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が都府県にあつては、おおむね 100ha 以上、北海道にあつては、おおむね 300ha 以上が見込まれる地域であること。 (5) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭以上であること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。
3 新技術 活用地 域環境 改善事業	(1) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であつて、畜産経営に起因する悪臭発生防止対策を緊急に実施する必要がある地域のうち、その地域が属する都道府県の家畜飼養頭羽数（肥育豚換算頭数）が中位の都道府県の飼養頭数を上回っていること。 (2) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭以上であること。 (3) 事業参加資格者（農地所有適格法人等にあつては、その構成員）が原則としておおむね 10 人以上であつて、このうち新技術を用いる畜産経営の担い手（認定農業者等）が半数以上であること。 なお、ここに定める畜産経営の担い手（認定農業者等）とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた畜産経営者又は認定を受けることが確実と見込まれる畜産経営者（畜産経営を行おうとする者を含む。）をいうものとする。 (4) 本事業により実施する基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積がおおむね 30 ha 以上であること。 (5) 新技術の導入により地域の環境改善が図られ、畜産主産地の育成により地域の飼料基盤面積が増加すること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。

2 受益面積

上記の表に定める受益面積は、事業の種類ごとに次の表に掲げる面積を合算して算定するものとする。ただし、重複して算定してはならない。

種類	項目	受益面積の範囲
1 資源リサイクル事業	(1) 基本施設整備事業	ア 草地の造成整備面積 イ 家畜排せつ物土地還元施設の整備に係る受益農用地面積 ウ 水質汚染防止基盤の整備に係る面積 (ア) 水質浄化林の整備に係る面積及びこれに連担する家畜排せつ物還元用草地の面積 (イ) 浄化水路の整備に係る面積及びこれに流入する畜産施設用地の面積 (ウ) 浄化池、汚水処理池の整備改良に係る面積 (エ) 畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良に係る面積 エ 畜産施設用地の造成面積 オ 道路整備に係る受益面積 (ア) 草地の造成整備に係る道路の受益農用地面積 (イ) 家畜排せつ物の土地還元のために造成整備される道路の受益農用地面積 カ 移転跡地の復元整備に係る面積 キ 周辺環境基盤の整備に係る面積
	(2) 利用施設整備事業	本事業により整備される家畜排せつ物処理施設の整備により処理される家畜排せつ物を土地還元するための農用地面積（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）
2 草地畜産活性化事業	基本施設整備事業	ア 草地の造成整備面積及び野草地の整備面積 イ 水質浄化林・浄化水路の整備に係る面積 (ア) 水質浄化林の造成に係る面積及びこれに連担する家畜排せつ物還元用草地の面積 (イ) 浄化水路の整備に係る面積及びこれに流入する畜産施設用地の面積 ウ 草地景域活用活性化施設用地の造成整備面積 エ 施設周辺の環境整備に係る造成整備面積 オ 家畜排せつ物土地還元施設の整備に係る受益農用地面積 カ 用排水施設整備に係る受益面積 キ 道路整備に係る受益面積 (ア) 草地の造成整備に係る道路の受益農用地面積 (イ) 家畜排せつ物の土地還元のために造成整備される道路の受益農用地面積
3 新技術活用用地	(1) 基本施設整備	ア 草地の造成整備面積 イ 臭気対策施設用地の造成整備面積 ウ 用排水施設の整備に係る受益面積 エ 雑用水施設の整備に係る受益面積 オ 防災施設の整備に係る受益面積

域 環 境 改 善 事 業	事 業	
	(2) 利 用 施 設 整 備 事 業	本事業により整備される臭気対策施設から発生する家畜排せつ物を土地還元するための農用地面積（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県とする。ただし、次に掲げる事業を除き都道府県が当該法人の社員若しくは寄附財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその氏名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、都道府県知事が事業実施主体として適当と認める法人、又はPFI法第6条の規定に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとする。

- (1) 第6の表の区分欄1、2及び3の工種欄(1)の事業実施計画策定事業
- (2) 第6の表の区分欄1の工種欄(3)のストックマネジメント事業のうち(ア)の機能保全計画策定

第5 事業参加資格者

本事業の参加資格者は、事業の種類ごとに次の表に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

種類	事業参加資格者の要件
1 資 源 リ サ イ ク ル 事 業	(1) 草地、水質汚染防止基盤又は畜産施設用地の造成整備改良を希望する場合にあつては、農業者、農業協同組合等であつて、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者。 なお、ここに定める「農業者」とは、農業を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は1人として取り扱うものとする（以下3の(1)において同じ）。 (2) 家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設の整備を希望する場合にあつては、農業者、地方公共団体、農業協同組合等。 なお、株式会社（(3)に定める株式会社を除く。）については、地域の畜産環境の整備を図るうえで、その経営する施設についても一体として事業を実施することが適当であると認められる場合には、当該施設をも含めて事業実施計画を作成しても差し支えないが、事業参加資格者としては認めないものとする。したがって、第3の1の表1(3)から(5)までの要件の適用に当たっては、受益面積又は養畜の業務を営む者には当該株式会社に係る受益面積又は養畜の業務を営む者を算入しないものとし、補助金の交付に当たっては、当該株式会社に係る事業費は対象経費から除外して取り扱うものとする。ただし、地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している株式会社等であつて、地域の畜産環境の整備を図るうえで、事業を実施することが適当であると認められる場合には、事業参加資格

	者とすることができるものとする（以下３の(2)において同じ）。 (3) (1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社（地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している場合に限る。以下２の(3)又は３の(3)において同じ。）
2 草地畜産活性化事業	(1) 草地又は草地景域活用活性化施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、農業者（公共牧場の管理経営を行う者及び農業協同組合等を含む。以下(2)において同じ。）であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者 (2) 草地景域活用活性化施設、家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設整備を希望する場合にあっては、農業者 (3) (1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社
3 新技術活用地域環境改善事業	(1) 草地又は臭気対策施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、農業者、農業協同組合等であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなると見込まれる者 (2) 臭気対策施設の整備を希望する者のうち、農業者、地方公共団体、農業協同組合等 (3) (1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社

第６ 事業工種等

１ 工種

本事業で実施できる工種については、次の表に掲げるとおりとする。

区分	工 種	内 容
1 資源リサイクル事業	(1) 事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2) 基本施設整備事業 ア 草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	イ 草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	ウ 家畜排せつ物土地還元施設整備	家畜排せつ物の肥培かんがい施設又はこれに類する土地還元施設の新設又は改良 家畜排せつ物土地還元施設の整備は、家畜排せつ物の土地還元を行うための肥培かんがい用に供される畜舎外の固定施設（家畜排せつ物調製利用施設を含む。）又はこれに類する施設とし、当該施設の規模は、事業の効果を十分勘案したものでなければならない。

エ 水質汚染防止基盤整備	(ア) 水質浄化林・浄化水路の造成整備 水質汚染の防止に必要な水質浄化林・浄化水の造成整備、浄化池・汚水処理池等の整備改良、畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止施設等の整備改良 水質浄化林の植栽は2列以上、その幅は概ね3メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならない。 浄化水路の造成整備は、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する水路の造成改良とするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 (イ) 浄化池、汚水処理池の整備改良 浄化池、汚水処理池の浚渫、埋め戻し及び防漏処理 (ウ) 畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良 整備される畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。
オ 畜産施設用地造成整備	整備される畜産施設用地の造成整備
カ 道路整備	整備される草地及び畜産施設の管理利用に必要な道路（家畜排せつ物土地還元の用に供する道路を含む。）の整備
キ 用排水施設整備	整備される草地又は家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の整備
ク 隔障物整備	整備改良又は造成された草地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良
ケ 移転跡地の復元整備	畜産経営の移転が行われた跡地に係る復元整備 この場合の対象用地は、公共の用に供することが書面等により確認できるものでなければならない。
コ 周辺環境基盤整備	(ア) 環境保全基盤の造成整備 a 環境保全林の造成整備 畜産経営に起因する環境汚染を防止し、畜産経営の環境保全に必要な樹林地の造成整備。植栽は2列以上、その幅はおおむね3メートル以上植栽するものとし、樹種、樹齢は環境保全機能及び経済性を考慮したものでなければならない。 b 緑地帯の造成整備 主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 c 広場、浄化池等の造成整備 原則として畜産施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。 d 花壇、構内舗装の造成整備 畜産施設又は環境保全施設の敷地内又はその敷地周辺に限るものとし、住宅地内のものについては対象

	としない。また、単年性の植物等の種子についても対象としない。 (イ) 交流基盤の造成整備 堆きゅう肥実証圃を兼ねたふれあい農園及びふれあい牧場、広場、浄化池、駐車場、管理道路、かん排水施設、交流施設に係る基盤造成とする。
(3) 利用施設整備事業 ア 家畜排せつ物処理施設整備	家畜排せつ物処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、計画処理量、処理方法、機種、台数が家畜排せつ物の処理量からみて妥当なものでなければならない。
イ 地域有機質残さ等 一体高度処理施設整備	地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、家畜排せつ物と地域の有機質残さ（生ゴミ、食品加工残さ等たい肥又は飼料原料に利用可能なものをいう。）を一体的に処理し、地域におけるリサイクル利用が図られるものとする。
ウ エネルギー等副産物 利用処理施設整備	エネルギー等副産物利用処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、当該施設導入の必要性が高く、エネルギー又は浄化処理水が有効に利用されると見込まれるものとする。 なお、対象地域は、環境負荷脆弱地域であって、かつ畜産高密度地域とする。
エ 家畜排せつ物燃焼 処理施設整備	家畜排せつ物燃焼処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、当該施設導入の必要性が高く、家畜排せつ物を炭化処理することにより減容化を図るため、燃焼灰の全量を肥料として農用地に還元する等循環利用するものであり、かつ、燃焼熱を利用したバイオマス発電（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく新エネルギーを電気として売電する場合を含む。）を行うものとする。 なお、対象地域は、環境負荷脆弱地域であって、かつ畜産高密度地域とする。
オ 地域有機質残さ飼料 化施設整備	地域の有機質残さに係る飼料化施設の整備
カ 水質汚染防止施設 整備	畜産経営により排出される排水の処理施設の整備
キ バイオ燃料生産・活用 農業用機械施設整備	家畜ふん尿の処理過程で発生するメタンガス等を利用するための施設整備 売電を主目的とする施設は対象としない。
ク たい肥土壌分析施設 整備	たい肥又は土壌の分析に係る施設の整備
ケ 水分調整資材収集 製造施設整備	水分調整資材収集製造施設及び水分調整資材収集製造等機械の整備（敷料の収集製造等に係る施設機械の整備を含む。）
コ サイレージ用ラップ 廃棄物処理施設整備	サイレージ用ラップフィルムの廃棄物処理施設の整備（都道府県が樹立する処理計画に基づき、廃ラップフィルムの広域収集・処理の推進に資するものに限る。）
サ 電気導入施設整備	整備される畜産施設に必要な電気を導入する施設の整備
シ その他施設整備	その他施設整備は、家畜排せつ物処理施設の整備と一体的に行うものとする。

		(ア) 農機具庫整備 家畜排せつ物の運搬等機械を格納するものに限るものとし、家畜排せつ物の運搬等機械を格納するのに必要最小限の規模とする。 (イ) 家畜保護施設整備 畜産経営に起因する環境問題が現に発生しているか又は今後発生する恐れが強いと認められる場所から畜舎を移転することにより、移転跡地において環境問題が解消され、かつ、移転先地において環境問題が発生しないと見込まれるものであって、畜産経営の健全な発展のために必要である場合に限る。 (ウ) 周辺環境施設 a 環境保全施設の整備 休憩所、便所、水飲場、ベンチ、藤棚、ゴミ処理施設とする。この場合において、当該施設の造成整備は、周辺環境基盤の造成整備と一体的に行うものとし、原則として畜産施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。 b 交流施設の整備 休憩所、便所、水飲場、ベンチ、藤棚、ゴミ処理施設、管理施設、農機具収納施設、育種苗施設、農畜産物展示施設とする。この場合において、当該施設の整備は、周辺環境基盤の造成整備と一体的に行うものに限る。
	ストックマネジメント事業	(ア) 機能保全計画策定 機能保全計画作成に必要な家畜排せつ物処理施設の機能診断を含む。 (イ) 機能保全対策工事 家畜排せつ物処理施設に係る機能保全計画に基づく対策工事
2 草 地 畜 産 活 性 化 事 業	(1) 事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2) 基本施設整備事業 ア 草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	イ 草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	ウ 野草地整備改良	野草地整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材の購入及び牧草種子の購入及び散布を含む。）及び家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地の整備改良
	エ 牧野樹林整備	家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良
	オ 水質浄化林・浄化水路造成整備	水質浄化林及び浄化水路の造成整備 水質浄化林の植栽は2列以上、その幅はおおむね3メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならない。 浄化水路の造成整備は、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する機能を

	有する水路の造成改良とするが、単年性の植物の種子は対象としない。
カ 草地景域活用活性化施設用地造成整備	草地景域活用活性化施設の用地（牧場広場、遊歩道、生態環境保全・展示園、駐車場、牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地等）の造成整備 (ア) 牧場広場の造成整備は、緑資源及び景観を直接的に活用できる場合に限る。 (イ) 遊歩道の整備は、整備される草地景観を活用した交流拠点と密接に関連ある区域内に限る。 (ウ) 生態環境の保全・展示園の造成整備は、他の関連事業との調整に留意し、大規模な造成整備にならないようにする。 (エ) 駐車場の造成整備は、都市住民や地域住民への緑資源の提供に供する施設の適切な利用の促進を図るため施設整備される場合に限る。 (オ) 整備される草地景域活用活性化施設に必要な用排水施設は、この用地整備に含めて取り扱うものとする。
キ 施設周辺環境整備	環境保全林、緑地帯及び花壇、構内舗装の造成整備 (ア) 環境保全林の造成整備は、環境保全に必要な樹林地の造成整備 (イ) 緑地帯の造成整備は、主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 (ウ) 花壇、構内舗装の造成整備 畜産施設又は環境保全施設の敷地内又はその敷地周辺に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。また、単年性の植物等の種子についても対象としない。
ク 家畜排せつ物土地還元施設整備	家畜排せつ物の肥培かんがい施設又はこれに類する土地還元施設の整備又は改良 家畜排せつ物土地還元施設の整備は、家畜排せつ物の土地還元を行うための肥培かんがい用に供される畜舎外の固定施設（家畜排せつ物調製利用施設を含む。）又はこれに類する施設とし、当該施設の規模は、事業の効果を十分勘案したものでなければならない。
ケ 用排水施設整備	整備される草地、野草地、家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の新設又は改良
コ 防災施設整備	草地及び野草地の造成改良、整備改良若しくは保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良 防災施設の整備は、現地の地形や地物のもつ防災効用を最大限に活用するために、草地及び施設用地の造成整備並びにその管理利用に当たって必要な地表水の排除、土壌の浸食防止、土砂流出のかん止、のり面の保護、風雪、霜害等の防止軽減等のほか、家畜の放牧や家畜排せつ物の土地還元に伴う水質問題の検討結果を踏まえたものとする。
サ 道路整備	整備される草地及び畜産施設の管理利用に必要な道

	路（家畜排せつ物土地還元の用に供する道路を含む。）の新設又は改良
(3) 利用施設整備事業 ア 草地景域活用活性化施設整備	草地景域活用活性化施設の新設又は改良 (ア) 草地景域活用活性化施設は、地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模及び利用者の安全衛生に留意したものとする。 (イ) 自然観察・調査施設（遠隔観察施設を含む。）は、自然の生態系を直接・間接的に調査・観察するための施設を対象とするが、他の関連事業との調整に留意し、大規模な施設整備にならないようにする。 (ウ) 体験実習加工施設は、規模、性能等は利用計画、耐用年数からみて適切なものでなければならない。なお、加工施設を整備する場合は、加工体験実習が行える設備を備えるものとし、他の関連事業との調整に留意し、大規模な施設整備にならないようにする。
イ 家畜排せつ物処理施設整備	家畜排せつ物処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、計画処理量、処理方法、機種、台数が家畜排せつ物の処理量からみて妥当なものでなければならない。
ウ 電気導入施設整備	整備される施設に必要な電気を導入する施設の新設又は改良（自然エネルギー利用発電施設を含む。） (ア) 本事業により整備される家畜保護施設、家畜排せつ物処理施設等の利用に必要なものとし、各施設の立地条件、経営方式、施設の配置、規模、容量を十分検討して行うものとする。 (イ) 自然エネルギー利用発電施設について、自然条件の変動により、余剰電力（発電施設により発生した電力のうち、利用施設に必要な電気相当量を差し引いた電力。）が生じた場合においては売電を行うこともできるものとするが、売電を主目的とする施設については対象としない。
エ 隔障物整備	整備改良又は造成された草地、野草地、牧野林における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良
オ 家畜保護施設整備	家畜の飼養に必要な避難舎、看視舎、増飼施設の新設又は改良 家畜保護施設の整備における規模・構造については、畜産経営の負担とならないように努めるものとする。
カ 飼料調製貯蔵施設整備	草地の利用に必要な飼料乾燥施設又は飼料貯蔵施設の新設及び改良
キ 衛生管理施設整備	家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎薬浴、牛衡等の施設の新設又は改良
ク 放牧馴致施設整備	家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良
ケ 牧場用機械施設整備	牧場の管理利用に必要な機械施設の整備 牧場用機械施設の整備は、畜産経営に必要な農機具庫、草地の利用に必要な農機具等とし、能力、機種及び台数は管理経営規模からみて妥当なものでなければならない。
コ 防護柵整備	牧場への来訪者の安全を図るための防護柵の新設又は改良

3 新技術活用 地域環境改 善事業	(1) 事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2) 基本施設整備事業 ア 草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	イ 草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	ウ 家畜排せつ物還元農用地造成整備	家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良
	エ 臭気対策施設用地造成整備	牧場の管理経営を行うための基地となる臭気対策施設用地の造成整備
	オ エに附帯する施設整備	臭気対策施設の整備に伴い必要な基盤の整備
	カ 用排水施設整備	整備される草地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の新設又は改良
	キ 雑用水施設整備	草地に係る経営に必要な水資源取水施設及び導配水施設の新設又は改良
	ク 防災施設整備	草地の造成改良、整備改良若しくは保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良
	(3) 利用施設整備事業 ア 臭気対策施設の整備（臭気対策を行う牧場に係る施設整備）	臭気対策を行う家畜の飼養に必要な施設又は家畜排せつ物の処理に必要な施設の新設又は改良 (ア) 家畜飼養管理施設の整備改良 (イ) 家畜排せつ物処理施設整備
	イ アの附帯施設整備	臭気対策施設に附帯する施設の新設又は改良

2 効果促進事業

上記の工種欄に掲げる事業のほか、実施要綱第3に定める農山漁村地域整備計画の目標を達成するため本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な場合に限り効果促進事業を実施することができる。この必要な場合とは、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進に資する場合をいう。

3 草地造成改良及び整備改良

草地の造成改良及び整備改良については、上記の表に定めるほか次に定めるところによるものとする。

- (1) 通常の作業の他に、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該事業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。
- (2) 除草に用いる除草剤並びに抜根及び除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。
- (3) 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限るものとする。
- (4) 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等をいう。）及び燐酸質資材（溶性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体が独自に混合するものは含まない。））とする。
- (5) 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

(6) 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜又は飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に係る種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

(7) 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

4 畜産高密度地域の計算方法

高度処理施設を設置する市町村について、下記の計算式により算出された単位耕地面積当たり畜産由来窒素産出量がおおむね 30kgN/10a (水質等規制地域にあつてはおおむね 10kgN/10a) 以上となる地域を畜産高密度地域とする。なお、高度処理施設において家畜排せつ物を処理しようとする養畜の業務を営む者が複数市町村にまたがる場合には、当該市町村の全体を一つの地域として計算すること。

【計算式】

畜産由来窒素産出量 (kgN)

$= \Sigma \{ \text{原単位 (kgN/頭(羽)/日)} \times \text{家畜頭数(頭)} \times 365(\text{日}) \}$

※処理対象家畜について合計する。

単位面積あたり畜産由来窒素産出量 (kgN/10a)

$= \text{畜産由来窒素産出量 (kgN)} / \text{耕地面積 (ha)} \times 10$

・原単位：以下の表のとおり

・家畜頭数：畜産統計（農林水産省統計情報部）等の公的機関が作成した数値を用いるものとする。

・耕地面積：耕地及び作付け面積統計（農林水産省統計情報部）等の公的機関が作成した数値を用いるものとする。

(留意事項)

(1) 統計資料は最新のものをを用いること。

(2) 耕地面積は、けい畔を除く田畑の合計面積とすること。

家畜の窒素排せつ量の原単位 kg N/頭(羽)/日

家畜の種類	畜排せつ量の原単位
乳用牛(生後2年以上を経過したもの)	0.31
乳用牛(生後2年未満のもの)	0.16
肉用牛(生後2年以上を経過したもの)	0.15
肉用牛(生後2年未満のもの)	0.13
豚(生後6ヶ月以上を経過した繁殖用のもの)	0.051
豚(上記以外のもの)	0.034
鶏(採卵鶏)	0.0015
鶏(ブロイラー)	0.0026

資料：家畜ふん尿処理・利用の手引き（平成9年12月）、(財)畜産環境整備機構

第7 事業実施計画

1 事業実施計画の樹立主体

都道府県知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実施計画を樹立するものとする。

2 事業実施計画の樹立手続

(1) 事業実施地区の選定

ア 市町村長は、事業実施を希望する場合は、別記様式1の事業実施地区選定申請書により事業実施地区の選定申請を都道府県知事に行うものとする。

なお、別記様式1の事業実施地区選定申請書には、あらかじめ事業参

加資格者（事業参加資格者となることが確実と見込まれる者を含む。以下この項において同じ。）が予定されている場合は、別記様式2の畜産環境総合整備事業参加申出書を添付するものとする。この場合において、事業参加予定者からの申出があった場合には、次に掲げる書面（地方公共団体、農業協同組合等が事業参加者である場合にあっては、(ア)及び(イ)に掲げる書面に限る。）を添付するものとする。

(ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施工に係る土地につき、所有権その他の使用収益権（以下この別紙において「所有権等」という。）を有することを証する書面又は所有権等を取得することが確実であることを証する書面

(イ) 第5の表1(2)又は2(2)に係る事業参加資格者の場合は、養畜の業務を営む者と施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元等による処理についての合意を証する書面又は施設の管理予定者と家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む。以下この項において同じ。）の土地還元を行うことを希望する者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

イ 都道府県知事は、アの申請があったときは、当該申請に係る地区について事業実施計画の樹立の可否を判定し、その結果を関係市町村長に通知するものとする。

(2) 事業実施計画の樹立の可否の判定基準

第7の2の(1)のイの規定による事業実施計画の樹立の可否については、次の基準に準拠して判定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地域が第8の2の(1)並びに、資源リサイクル事業にあっては第3の1の表の1、草地畜産活性化事業にあっては同表の2、新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては同表の3の要件に適合すること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分であること。

3 事業実施計画の樹立又は作成

都道府県知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実施計画を作成するものとし、その事業実施計画の樹立又は作成にあたっては次の点に留意して行うとともに、公共事業として畜産生産基盤の整備に重点を置いたものとなるよう努めるものとする。

(1) 事業実施主体は、あらかじめ、関係市町村等関係機関、関係農業者等との協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、家畜排せつ物処理の適正化を図るものとする。さらに、資源リサイクル事業にあっては、環境基準の達成、畜産施設周辺の環境の適正な整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、家畜排せつ物や地域有機質残さ等の循環利用を推進するよう努めるものとする。草地畜産活性化事業にあっては、周辺地域の環境の整備等総合的な畜産環境の整備を図るものとする。新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては、地域の一体的な臭気対策の整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、飼料基盤の整備を推進するよう努めるものとする。

(2) 事業を円滑に進めるため地元関係者により組織される推進体制の整備を図ることが望ましい。この場合、耕種農家等の参加を積極的に求め、家畜排せつ物の土地還元が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(3) 都道府県以外が事業実施主体となる場合は、事業実施計画の樹立又は作成時から都道府県と緊密な連絡を保ち、必要に応じ所要の指導を受けるものとする。

(4) 資源リサイクル事業

- ア 事業実施計画地区の一部に市街化区域又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行わない都市計画区域における用途地域を含むことはやむを得ないが、この場合は、当該部分における事業内容については、原則として環境汚染防止のための家畜排せつ物処理施設の整備に限るものとし、畜産経営が継続されると見込まれる期間を十分考慮して計画するものとする。
- イ 事業実施計画に経営移転を伴う農家が含まれる場合には、移転先の経営用地又は家畜排せつ物処理施設等の用地について所有権又は使用収益権（地上権、賃借権、永小作権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この別紙において同じ）の設定が迅速に行われるよう措置するものとし、事業実施時に問題が生じないように努めるものとする。
- ウ 事業実施計画の内容に草地の造成整備、道路等の造成整備又は用排水施設の整備が含まれるものについては、他の関連事業等との調整に留意して行うものとする。
- エ 家畜排せつ物の土地還元に係る農用地の造成整備計画に水田の整備を含める場合は、家畜排せつ物の土地還元が肥培かんがいの用に供される固定施設又はこれに類する施設の整備を併せて行い家畜排せつ物が確実に土地還元されるものに限り、その地区の農用地の実態を考慮し、家畜排せつ物の土地還元上整備が必要なものについて行うものとする。
- この場合、他の関連事業との調整に留意し、大規模な整備にならないようにするものとする。
- オ 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭に満たない場合にあっては、事業実施計画地区の所在する市町村又は農業協同組合において、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭（環境負荷脆弱地域にあっては、おおむね 1,000 頭）以上であること又は前記の家畜飼養頭羽数を目標とする計画を有することを確認するものとする。なお、事業実施計画地区が複数市町村にまたがる場合には、当該市町村の家畜飼養頭羽数を合計する。
- カ 事業参加資格者のうち、養畜の業務を営む者が 10 人未満の場合にあっては、以下の（ア）及び（イ）について確認するものとする。ただし、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合は除くものとする。
- （ア） 事業実施計画地区のある地域の 10 人以上の養畜の業務を営む者（事業参加資格者を含む。）と、市町村、農業協同組合等その他関係団体とが連携し、技術研修、飼料の共同購入、地域住民との交流を図る催しの開催等の地域の畜産の発展を図るための取組の計画を有すること。
- （イ） 家畜排せつ物処理施設整備を行う場合にあっては、本事業で整備する家畜排せつ物処理施設に係る事業費及び運営収支に関して以下の a と b とを比較し、b の方が経済合理性があると認められること。
- a 事業実施計画地区における事業参加資格者 1 人当たりの家畜排せつ物の発生量を事業参加資格者 10 人当たりの量に換算し、当該発生量を処理するのに適切な規模である家畜排せつ物処理施設を 1 か所整備する場合の 10 分の 1 の事業費及び 10 分の 1 の運営収支。なお、事業費は地域の同様な施設における建設単価等を参考に算出すること。
- b 本事業で整備する家畜排せつ物処理施設の事業参加者 1 人当たりの事業費及び運営収支

キ 受益面積が 30ha 未満（事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、10ha 未満）の場合にあっては、当該施設で生産されるたい肥等について、30ha（事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、10ha）から受益面積を差し引いた面積相当分に標準的な施用量のたい肥等の利用方法の計画を確認するものとする（ただし、たい肥等の生産量が受益面積を差し引いた面積相当分に施用する標準的な施用量に満たない場合、たい肥等の生産量の全量について利用方法の計画を確認すること。）。

なお、当該施設で生産されるたい肥等の生産量が上記の面積相当分に標準的な施用量を大幅に上回る場合は、生産量を勘案した妥当な施肥先等の計画を確認するものとする。

(5) 草地畜産活性化事業

ア 事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映するとともに、地域条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。

イ 事業実施計画を作成しようとする者は、あらかじめ市町村教育委員会等関係機関の意見を聴くものとする。

ウ 事業実施計画の作成に当たっては、事業実施地域において草地を中心とした景域保全のための基本構想を作成することとする。

エ 事業実施計画の作成に当たっては、他の関連事業等との調整に留意するとともに、事業実施地域以外の地域との連携に十分配慮するものとする。

(6) 新技術活用地域環境改善事業

ア 事業実施計画に経営移転を伴う農家が含まれる場合には、移転先の経営用地又は家畜排せつ物処理施設等の用地について所有権又は使用収益権の設定が迅速に行われるよう措置するものとし、事業実施時に問題が生じないように努めるものとする。

イ 事業実施計画の内容に草地の造成整備又は用排水施設の整備が含まれるものについては、他の関連事業等との調整に留意して行うものとする。

ウ 家畜排せつ物の土地還元が円滑に実施できるよう耕種農家等の参加を積極的に求め、事業の円滑な推進に努めるものとする。

エ 家畜排せつ物の土地還元に係る農用地の造成整備計画に水田の整備を含める場合は、家畜排せつ物が確実に土地還元されるものに限り、その地区の農用地の実態を考慮し、家畜排せつ物の土地還元上整備が必要なものについて行うものとする。この場合、他の関連事業との調整に留意し、大規模な整備にならないようにするものとする。

4 事業実施計画の内容

(1) 事業実施計画樹立のための調査の期間は、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は 1,000 万円とする。

(2) 都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の作成に必要な調査の一部を市町村その他適当と認めるものに委託することができるものとする。

(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和 2 年 6 月 11 日付け 2 生畜第 431 号農林水産省生産局長通知。）に留意して都道府県が作成するものとし、あらかじめ、関係市町村等関係機関、関係農業者等との調整・協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、畜産経営の環境整備を図るものとする。

(4) 作成する事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は畜産環境総合整備事業実施

計画書により取りまとめるものとする。

第8 事業実施計画の提出

1 事業実施計画の提出

- (1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第3に定める農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として事業実施計画概要表等（事業実施計画概要表（別記様式3）、事業実施計画書（別記様式4））を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長。以下この別紙において同じ。））に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、提出にあたって、以下のことを確認した後に提出するものとする。
 - ア 事業の実施が技術的に可能であること。
 - イ 事業の効果が費用を償うものであること。
 - ウ 土地の権利関係その他関連する各種権利関係が調整される見通しであること。
 - エ 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること

2 事業実施計画の要件

事業実施計画は、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 本事業が適正かつ効率的に行われる体制が整っており、かつ、事業費の調達等からみて本事業の実施が可能なものであること。
- (2) 事業の種類ごとに第3の1の表に掲げる要件のすべてを満たしているものであること。
- (3) 家畜飼養頭羽数

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業実施主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認される者に限る。）の家畜飼養頭羽数が第3の1の表の1(3)又は同表の3(2)に規定する数以上である場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第7の2(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面等を添付するものとする。

(4) 養畜の業務を営む者

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業実施主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）が第3の1の表の1(4)又は3(3)に規定する人数以上存在する場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第7の2(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面等を添付するものとする。

(5) ストックマネジメント事業

第3の1の表の1(7)に定めるストックマネジメントを実施する場合に必要な計画等は、次に掲げるとおりとする。なお、施設保全対策実施方針の作成に当たっては、地域内にある各々の家畜排せつ物処理施設の利

用状況の整理によりその役割を明確にした上で、行うものとする。また、機能保全計画に基づく機能保全対策工事の実施は、施設管理者による日常の適切な施設運用と管理により性能維持に努めるとともに、管理情報を保管している施設について行うものとする。

ア 施設保全対策実施方針

都道府県は、機能保全計画を作成するときは、事前に次に掲げる事項を含む施設保全対策実施方針を作成し、計画的な事業実施に努めるものとする。

(ア) 対象期間

(イ) 基本的考え方（調査地区、支障の発生状況、対策の必要性）

(ウ) 機能保全計画作成の対象施設（所在地、竣工年度、処理量）

イ 機能保全計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 施設状況（施設の環境条件、変状、仕様状況）の調査の概要及び結果

(イ) 機能診断評価の概要及び結果

(ウ) 機能保全対策（対策工法、対策時期）の概要

(6) 新技術

新技術を用いるに当たっては、試験研究機関と連携するように努めるものとする。

第9 事業の実施

1 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画書を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

2 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加資格者の申請又は委託に基づき事業を実施するものとする。

3 契約の締結

(1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から1の通知を受けたときは、本事業に係る地区の市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加資格者との間に必要な契約を締結していなければならない。

ただし、事業指定法人は、事業参加資格者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整っているものについては事業参加資格者と契約できるものとする。

(2) (1)の契約においては、本事業に係る交付金の交付に関し付される条件の遵守及びこの要綱の実施のために必要な事項が規定されていなければならない。

(3) 事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

4 各年度の事業承認協議

(1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施計画を作成し、その実施計画について申請又は契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

(2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度都道府県知事の承認を受けるものとする。

5 事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年以内で事業完了が図られるよう努めるものとする。

第10 事業実施計画の変更

1 都道府県知事は次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、事業実施計画の変更を行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業実施計画の要件に定める受益面積の20パーセント以上の増減

(3) 総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業実施計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

なお、「公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額」とは、予定価格よりも安価に落札し、差額（請負差額）が生じることによるもののほか、農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム（平成20年4月2日農林水産省生産局長・農村振興局長策定）等による事業費の減額をいう。

(4) 家畜排せつ物土地還元施設及び家畜排せつ物処理施設の処理能力の20パーセント以上の増減

(5) 家畜排せつ物の処理方法又は主要工種の著しい変更

2 都道府県知事は、事業実施主体が事業実施計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式5の事業実施計画変更手続き報告書に変更後の事業実施計画書を添付して地方農政局長等に報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第11 事業完了報告

1 都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式6の畜産環境総合整備事業完了報告書により遅滞なく地方農政局長等に報告するものとする。

2 都道府県知事は、実施要綱第5の1に基づき、整備計画を自主的・主体的に検証を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

3 都道府県知事は、第7の3の(4)のオ、カの(ア)及びキで確認した計画の達成状況について、事業完了年度の翌年度の3月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、3の計画の達成状況が十分でない場合は、必要に応じて都道府県知事に対し改善指導等を行うとともに、改善計画の提出を求めるものとする。

第12 施設の引渡し

本事業により造成整備された施設の引渡しについては、次に定めるところによるものとする。

1 事業実施主体が地方公共団体である場合は、当該地方公共団体の長が当該施設の引渡しを適当と認める市町村、農業協同組合等、その他当該地方公共団体の長が適当と認めるものに対し、所定の手続により引渡しを行うものとする。

- 2 事業実施主体が事業指定法人である場合は、当該事業実施主体と事業参加者との間に締結した事業実施に関する委託契約の定めるところにより当該施設の引渡しを行うものとする。

第 13 施設等の維持管理

- 1 都道府県知事及び関係市町村長は、本事業により造成整備改良された草地、飼料畑その他家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地及び畜産施設用地その他草地景観等の活用・活性化に必要な用地並びに施設の管理が、事業の完了した年度の翌年度から 8 年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下この別紙において「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間）以上の期間、本事業の目的に即して適正に行われるよう指導監督等の措置を講ずるものとする。
- 2 本事業により整備された施設のうち事業参加者が共同で利用するものについては、都道府県、市町村、農業協同組合等又は事業参加者の全部若しくは一部が出資し、若しくは構成する団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たし、都道府県知事が適当と認めるものが管理するものとする。
 - (1) 事業参加者が主たる出資者又は構成員となっていること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 組織の管理及び施設の維持管理に関する規約が定められていること。
- 3 事業完了後の施設の管理
 - 2 の事業参加者が共同で利用する施設は、資源リサイクル事業にあつては、家畜排せつ物処理施設の整備、地域有機質残さ飼料化施設整備、水質汚染防止施設整備、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備、たい肥土壌等分析施設整備、水分調整資材収集製造施設整備、サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備、農機具庫整備及び家畜保護施設整備とする。また、草地畜産活性化事業にあつては、家畜排せつ物土地還元施設整備、家畜排せつ物処理施設整備及び牧場用機械施設整備とする。
- 4 施設管理者は、その管理することとなる施設の維持管理については、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記した管理規程（2 に規定する都道府県知事が適当と認める団体にあつては規約。以下この別紙において同じ。）を定めるものとする。
 - (1) 管理の目的、管理施設及び管理者
 - (2) 管理のための組織体制に関する事項
 - (3) 管理施設の維持管理の方法に関する事項
 - (4) 管理施設の使用方法に関する事項
 - (5) 管理施設の使用料等
 - (6) 償却に関する事項
 - (7) 必要な資金の積立に関する事項
 - (8) 管理運営の収支計画に関する事項
 - (9) 管理規程の変更に関する事項
 - (10) その他必要な事項
- 5 本事業により整備された施設については、定められた管理規定をもとに適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に交付金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- 6 事業実施主体は、事業完了後速やかに本事業により整備された施設の維持管理が行われるよう措置するものとする。
- 7 事業費の積算
 - 畜産環境総合整備事業の事業費の積算は、草地開発整備事業等事業費積算

要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 945 号畜産局長通知）により行うものとする。

第 14 指導体制

公共牧場を対象に草地畜産活性化事業による整備を実施する場合の指導体制は、次によるものとする。

- (1) 都道府県知事は、草地畜産活性化事業にかかる事業実施計画の策定及び事業の実施に当たり、当該事業の主務課と普及指導センター等指導機関との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 普及指導センター等指導機関は、草地畜産活性化事業にかかる事業実施計画の策定及び事業の遂行に努力するとともに、事業の効果が的確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、普及指導センター等指導機関が現地においてこの事業の指導活動を適切に行いうるよう活動経費につき配慮するものとする。
- (4) 都道府県知事、事業実施主体は、草地畜産活性化事業が完了したときは、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地（野草地を含む。）及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第 15 助成

1 助成経費

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる以下の経費の一部を予算の範囲内において、都道府県に対して交付するものとする。

また、その国費率は交付要綱に定めるものとする。

- (1) 事業実施計画策定事業費
- (2) 草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 945 号農林水産省生産局長通知）に規定する事業費
- (3) 効果促進事業費

2 本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

第 16 補足

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2 本事業に係る国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知に定めるところによるものとする。

3 計画策定事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け

22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知) によるものとする。

第 17 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)(以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。)に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱別紙 25 畜産環境総合整備事業に係る運用第 2 の 1 に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。
- 3 新技術活用地域環境改善事業については、平成 22 年度までに計画策定した地区に限り整備を行うこととする。

畜産環境総合整備事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

令和〇〇年度畜産環境総合整備事業(〇〇事業)実施地区として下記地区を選定されたく、別紙書類(事業参加資格者からの申請書の写し)を添えて畜産環境総合整備事業の運用の第7の2の(1)のアの規定に基づき申請します。

記

1 地区の概要

(1)地区名

(2)事業実施(予定)の概要

事業種目	事業量	事業費	受益面積	事業参加資格者(場、戸)			備考
基盤整備 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 小計 施設整備 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	ha、m	千円	ha		全体	うち 移転	
				公共牧場			
				畜産農家	酪農 肉用牛 養豚 養鶏 その他小計		
				耕種農家			
				合計			
合計				合計			

(注)事業参加資格者に法人、地方公共団体、農業協同組合等(農業協同組合連合会を含む)を含む場合は備考欄にその旨記入すること。また、受益面積の算定、記入に当たっては、畜産環境総合整備事業の運用の第3の2を参照し、それぞれの項目について重複して算入しないこと。

(3)事業参加資格(予定)者の家畜飼養状況

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	その他	肥育豚換算頭数
現 況	頭	頭	頭	千羽	頭	頭
計 画						

(注)市町村の合計を記入すること。

(4)課題の現状と改善方向

(資源リサイクル事業の場合)

- ア 畜産環境問題の発生状況(苦情の発生状況等)
- イ 畜産環境の改善方向とその効果(予測)
- ウ 地域資源リサイクルの方向性とその効果(予測)

(草地畜産活性化事業の場合)

- ア 草地景域活用活性化施設等の整備構想
- イ 関係市町村の活性化の方向とその効果(予測)
- ウ 畜産環境の改善方向とその効果(予測)

(5)権利調整等の見込み(用地買収、開発・転用等の許可、住民の事業同意見込み等)

2 市町村の概要

(1) 畜産振興計画の概要

集約酪農地域指定		指定の有無	有・無	指定年度	年度	地域名		備考	
畜 産 振 興 計 画	市町村酪農・肉用牛 生産近代化計画	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	草地開発計画	
		改善目標						備考	
	そ振 の興 他計 の画	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	関連事業計画	
								備考	
		樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	関連事業計画	
								備考	

(注) 改善目標欄は、戸数、頭羽数、1戸当たりの畜産所得額、飼料自給率、1戸当たり頭羽数規模等を記載のこと。

(2) 家畜の飼養状況

区分	全 農 家 戸 数	乳用牛				肉用牛				豚				鶏				その他				肥育豚 換算 頭数	備考
		飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数		
○年 ×年 △年 直近年	戸	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭		

(注) 1 「畜産統計」等により、直近年の15年前から5年毎の数値を記入すること。

2 その他の欄には馬等その他の畜種について事業実施が想定される場合に記入すること。

3 飼養農家率＝飼養戸数／全農家戸数

4 戸当頭数＝飼養頭数／飼養戸数

(3) 市町村の財政状況

歳 入	市 町 村 税	地 方 交 付 税	公営企業及び 財産収入		分 担 金 及 び 負 担 金	使用料及び 手数料		国庫 支 出 金		寄 付 金	繰 入 金	繰 越 金	雑 収 入	市 町 村 費	合計	自主財源 の 割合	備考
																%	
歳 出	議 会 費	総 務 費	消 防 費	土 木 費	教 育 費	保 険 衛 生 費		産 業 経 済 費	財 産 費	統 計 調 査 費	選 挙 費	公 債 費	諸 支 出 金	予 備 費	合計	産業経済 費の 割合	備考
																%	

(4) 関連事業の実施状況

農業農村 整備関連 事業	事業名	地区名	事業主体	事業期間	地区面積	造成整備面積	主要作物	備考
				～	km ²	ha		
				～				
				～				
構造改善 事業	指定年度	年度	事業期間 ～			基幹作物		
	主要事業 内 容							
そ の 他 畜産関連 事業	事業名	実施期間	事業内容					
		～ ～						

(注) 1 調査計画、事業実施中の事業について記入のこと。

2 事業実施申請地区において、関連事業が計画又は実施中である場合には備考欄にその旨記載すること。

(5) 環境規制等の状況

根拠となる法令・条例等	(例示) 水質汚濁防止法第4条 第2項に定める地域	○ ○	○ ○	備 考
規制を受ける地域等、規制基準等				

(注) 資源リサイクル事業で事業実施申請地区に運用第1の2に掲げる環境負荷脆弱地域が含まれる場合、その根拠となる法令・条例ごとに対象地域等、規制基準等を記載すること。

3市町村の意見

(1) 事業参加予定者の負担能力と意欲

(2) 当該事業の可能性(立地条件、土地の権利調整等からみて記入する。)

(3) 当該事業の必要性(畜産環境問題の現況、混住化の現況、地域資源リサイクルの現況、農家経営、畜産経営の状況等からみて記入すること。)

(4) 当該事業の緊急性(畜産環境問題の動向、混住化の動向、地域資源リサイクルの動向、農業の動向、畜産の動向、関連事業の実施状況等からみて記入すること。)

(5) 当該事業の実施上の課題及び対応方針

添付書類

(1) 計画概要図(略図)

(2) 位置図

(別に国土地理院発行5万分の1地形図に造成整備対象地を薄緑色に着色し、事業種目ごとに造成整備面積等を記入するとともに、家畜排せつ物還元用農地を斜線表示し、その面積を記入する。また、当該造成整備及び家畜排せつ物土地還元に関係のある自動車の通行可能な既存道路を茶色で示し、その路線名、幅員等を記入すること。なお、経営移転する者が確定している場合は、現所在地と移転地とを記入した位置図を添付すること。)

畜産環境総合整備事業参加申出書

年 月 日

住 所
氏 名

〇〇地区畜産環境総合整備事業(〇〇事業)に関する事業に参加したいので、畜産環境総合整備事業の運用第7の2の(1)のアの規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

記

1 申出書に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積(ha)					家畜飼養頭羽数 (頭、千羽)					家畜排せつ物の処理方法	経営移転の有無	経営土地の造成整備希望面積(ha)	備考
		田	畑			計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	その他				
現在													有・無		
計画															
増減															

2 申出の対象たる土地の概要

所在地	台帳地目	面積(ha)	現況用途	所有者		予定する使用収益権	予定する用途	予定する面積(ha)	権利調整状況
				住所	氏名又は名称				

3 希望する事業の内容

事業内容	事業予定地	事業量
基盤整備 ○ ○ ○		(ha、㎡)
施設整備 ○ ○ ○		(ヶ所)

4 申し出の理由

5 その他必要な事項

添付資料

畜産環境総合整備事業の運用第7の2の(1)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる書面

平成〇〇年度新規希望地区畜産環境総合整備事業（〇〇型事業）事業実施計画書

[illegible]

一般計画図	位置図												
<table border="1" style="margin-left: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="padding: 5px;">凡例</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">草地等造成改良</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">草地等整備改良</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">家畜排せつ物土地還元施設整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> </td> <td></td> </tr> </table>		凡例		草地等造成改良		草地等整備改良		家畜排せつ物土地還元施設整備					
凡例													
草地等造成改良													
草地等整備改良													
家畜排せつ物土地還元施設整備													

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名	北海道の場合は支庁名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
事 業 期 間	事業の開始年度、終了年度及び要する年数について記入。
事業主体	都道府県又は事業指定法人名を記入。
事業の目的	地域の現状をふまえ、事業の目的を簡潔に記述。
事業の目標及び指標	各事業メニューごとに、現状と改善構想等について記述。
受益面積	表示単位はヘクタールとする。(小数点第1位以下四捨五入。以下同じ。) 事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、移転跡地復元整備面積はその他の欄に記入する。
土地利用	事業メニューのうち、草地畜産活性化事業を実施する場合、土地利用の現況及び計画面積を区分毎に記入する。
土地権利	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、利用権の種類(所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等)ごとに面積及び調整状況を記入し、開発制限等指定状況の欄については、自然公園法、文化財保護法等による指定、保安林の指定等について記入する。
家畜飼養計画	当該事業参加者に係る現況と計画の飼養頭羽数及び肥育豚換算頭数を記入する。
事業参加者	該当欄に事業参加者の人数を記入。法人については法人数とし、()内に構成人数を記入する。 事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、経営移転に係る戸数及び移転率を記入する。
農業の概況 家畜飼養の現況	最近年における関係市町村の概要について農業センサス等を基礎に該当欄に記入する。

地 域 指 定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
環境負荷脆弱地域等	事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、 (1) 地区が所在する市町村のすべてが環境負荷脆弱地域である場合は、1を○で囲み、それ以外は2を○で囲む。 (2) 畜産高密度地域の欄については、該当する市町村名を記入する。対象地域が複数の市町村にまたがる場合には、当該市町村の全体を一つの地域として計算する。なお、地区全体が畜産高密度地域の場合は「全体」と記入。
そ の 他	農振計画地域の指定状況及び山村振興法、過疎法等地域振興関係法の指定状況について記入する。
事 業 費	年度別事業費については、年度別に計画事業費を記入する。 各事業区分に応じた事業種目毎に記入する。
費用負担等	(1) 各事業種目毎に内訳金額を記入し、上段()に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の 団体をいう。
関 連 事 業	本事業の実施地域に関し、本事業と一体的に実施する計画のあるものについて記入する。
受 益 面 積	本事業と重複する場合、重複する分を()書きで上段に併記する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりを考慮して作成する。

〇〇地区

年月日

〇〇（計画作成主体名）

目 次

第1章 目 的

第2章 関係市町村の概要

第1節 地区の所在地

第2節 関係市町村の一般概要

1 概 要

2 人口及び産業別戸数

3 気象概況

第3節 関係市町村の農業概況及び動向

1 農業の特色及び振興方針

2 農業の動向

第4節 関係市町村の畜産概況

1 畜産の特色

2 家畜飼養の動向

3 家畜飼養規模別飼養戸数

4 畜産物出荷の動向

第5節 畜産環境の現況

1 畜産環境汚染に対する苦情発生状況

2 環境保全基準指定状況

3 家畜排せつ物処理の現況

4 畜産由来窒素産出量の算定

5 環境負荷脆弱地域の調査

6 地域資源リサイクルの現況

7 廃棄物処理の現況

8 畜産施設周辺の状況

第3章 地区の現況

第1節 地区の沿革

第2節 土地の権利関係等

1 土地の権利関係

2 開発制限等

第3節 土地の現況

第4節 水利現況等

1 一般概況

2 水利現況及び水利権調査調整

第5節 道路現況

第4章 事業計画の概要

第1節 基本構想

第2節 土地利用計画

第3節 家畜飼養計画

第4節 生産計画

第5節 移転計画

第6節 家畜排せつ物処理計画

第7節 地域資源リサイクル計画

- 第8節 廃棄物等処理計画
- 第9節 畜産施設周辺環境整備計画
- 第10節 畜産環境保全に配慮した整備計画の内容
- 第11節 草地を中心とした景域保全のための基本構想
- 第12節 草地景域活用活性化施設利用計画

第5章 事業計画

第1節 資源リサイクル事業

- 1 実施計画概要表
- 2 事業費総括表
- 3 処理のフローチャート
- 4 基本施設整備事業計画
 - (1) 草地造成改良計画
 - (2) 草地整備改良計画
 - (3) 家畜排せつ物土地還元施設整備計画
 - (4) 水質汚染防止基盤整備計画
 - (5) 畜産施設用地造成整備計画
 - (6) 道路整備計画
 - (7) 用排水施設整備計画
 - (8) 隔障物整備計画
 - (9) 移転跡地復元整備計画
 - (10) 周辺環境基盤整備計画
- 5 利用施設整備事業計画
 - (1) 家畜排せつ物処理施設整備計画
 - (2) 地域有機質残さ飼料化施設整備計画
 - (3) 水質汚染防止施設整備計画
 - (4) バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備計画
 - (5) たい肥土壌分析施設整備計画
 - (6) 水分調整資材収集製造施設整備計画
 - (7) サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備計画
 - (8) 電気導入施設整備計画
 - (9) その他施設整備計画
- 6 家畜排せつ物処理施設の建設単価調査
- 7 施設運営収支計画

第2節 草地畜産活性化事業

- 1 実施計画概要表
- 2 事業費総括表
- 3 基本施設整備事業計画
 - (1) 草地造成改良計画
 - (2) 草地整備改良計画
 - (3) 野草地整備改良計画
 - (4) 牧野樹林整備計画
 - (5) 水質浄化林・浄化水路造成整備計画
 - (6) 草地景域活用活性化施設用地造成整備計画
 - (7) 施設周辺環境基盤整備計画
 - (8) 家畜排せつ物土地還元施設整備計画
 - (9) 用排水施設整備計画
 - (10) 防災施設整備計画
 - (11) 道路整備計画
- 4 利用施設整備事業計画
 - (1) 草地景域活用活性化施設整備計画
 - (2) 家畜排せつ物処理施設整備計画
 - (3) 電気導入施設整備計画
 - (4) 隔障物整備計画
 - (5) 家畜保護施設整備計画

- (6) 飼料調製貯蔵施設整備計画
- (7) 衛生管理施設整備計画
- (8) 放牧馴致施設整備計画
- (9) 牧場用機械施設整備計画
- (10) 防護柵整備計画
- 5 草地景域活用活性化施設の管理経営計画
 - (1) 管理経営の基本方針
 - (2) 施設管理計画

第3節 新技術活用地域環境改善モデル事業

- 1 事業計画概要表
- 2 事業費総括表
- 3 処理のフローチャート
 - 脱臭施設の概要
- 4 基本施設整備事業計画
 - (1) 草地造成改良計画
 - (2) 草地整備改良計画
 - (3) 家畜排せつ物還元農用地造成整備計画
 - (4) 臭気対策施設用地造成整備計画
 - (5) 附帯施設整備計画
 - (6) 用排水施設整備計画
 - (7) 雑用水施設整備計画
 - (8) 防災施設整備計画
- 5 利用施設整備事業計画
 - (1) 臭気対策施設整備計画
 - (2) 附帯施設整備計画
- 6 新技術導入円滑化事業計画
- 7 臭気対策施設の建設単価調査
- 8 家畜排せつ物処理施設運営収支計画

第6章 事業参加予定者等

- 第1節 事業参加予定者総括表
- 第2節 事業参加予定者個別明細表
- 第3節 受益見込面積
 - 1 総括表
 - 2 基盤整備費に係る受益面積
 - 3 施設整備費に係る受益面積

第7章 事業費負担計画等

- 第1節 事業費負担区分
- 第2節 経営体別負担額
- 第3節 資金計画

第8章 事業効果

第9章 添付資料

- 1 添付図
- 2 積算資料及び参考資料等

附表

第1章 目的

(事業全体の目的について記述する。)

第2章 関係市町村の概要

第1節 地区の所在地

〇〇県〇〇郡〇〇市町村(注:「〇〇市ほか何ヶ市町村」とはしないこと。)

第2節 関係市町村の一般概要

1 概要

(地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記入する。)

2 人口及び産業別戸数

区分		世帯数 (戸)	人口 (人)	人口密度 (人/km)	産業別就業人口(構成比%)			備考 (資料名等)
					一次	二次	三次	
市町村名	〇年							
	△年							
	×年							
	最近年							
市町村名	〇年							
	△年							
	×年							
	最近年							

(注) 最近年の15年前から5年ごとの数値を記載すること。

3 気象概況

月	気温(℃)				降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)	最多風向	旱天 日数	霧日 数	無霜日数: 日
	9時	最高	最低	平均							初霜: 月 日
1月～ 12月											晩霜: 月 日
											最大積雪深 m
											期日: 年月日
											根雪日数: 日
年平均											根雪始: 月 日
											融雪: 月 日
〇月 ～〇月 平均											最大連続 旱天日数: 日 年月日～年月日
											最大降雨量: mm/日 期日: 年月日

(注) 1 最寄りの観測機関の既存資料(おおむね過去10年間のもの)に基づき記入すること。

2 最大根雪深、最長連続旱天日数、最大降雨量は、既往の最大又は最長を記入し、その他の項目は平均を記入する。

3 〇月～〇月平均は、農耕期間の平均(降雨量は合計)とする。

4 年平均旱天日数は、雨量0mm以下の平均日数とする。

第3節 関係市町村の農業概況及び動向

1 農業の特色及び振興方針

(概要を記述すること。)

2 農業の動向

(単位：戸、ha、頭、千羽、人、%)

市町村名	変化の内容	農家数等(戸、人)				農用地面積(ha)				備考	
		区分		A年度	B年度	C年度	区分	A年度	B年度	C年度	
		農家数	専業	(100)	()	()	田	(100)	()	()	
			第1種兼業	(100)	()	()	普通畑	(100)	()	()	
			第2種兼業	(100)	()	()	樹園地	(100)	()	()	
			計	(100)	()	()	牧草地	(100)	()	()	
		農業従事者数		(100)	()	()		(100)	()	()	
変化の事由											
変化の内容	変化の事由	主要作物作付面積(ha)				家畜飼養等羽数(頭、羽)				備考	
		区分		A年度	B年度	C年度	区分	A年度	B年度	C年度	
		飼料作物		(100)	()	()		(100)	()	()	
				(100)	()	()		(100)	()	()	
				(100)	()	()		(100)	()	()	
				(100)	()	()		(100)	()	()	
				(100)	()	()		(100)	()	()	
変化の事由											

(注) 変化の状況は、現在(最近年)をC、最近時農業センサスをB、Bの1期前の農業センサスをAとして記入し、()内にAを基準年とした指数を記入すること。

第4節 関係市町村の畜産概況

1 畜産の特色

(関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。)

2 家畜飼養の動向

(資料名： 年 月)

市町村名	乳用牛				肉用牛				豚			
	飼養戸数	飼養頭数			飼養戸数	飼養頭数			飼養戸数	飼養頭数		
		2才未満	2才以上	計		乳用種	肉用種	計		6ヶ月未満	6ヶ月以上	計
計				() ()				() ()				() ()
	採卵鶏				ブロイラー				その他			
	飼養戸数		飼養羽数		飼養戸数		飼養羽数		飼養戸数		飼養頭数	
計			() ()				() ()				() ()	

(注) 1 農林統計等により記入すること。頭数の()内は戸当たり頭数を記入すること。
2 その他欄は、馬等その他の畜種に係る事業を実施する場合に記入すること。

3 家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別 ○○○

市町村名	計	子畜のみ	成畜飼養頭数規模									頭数	戸当頭数	備考
			1～2	3～4	5～6	7～9	10～14	15～19	20～29	30～49	50頭以上			
計	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	

- (注) 1 最近年について記入のこと。
 2 当該地域の計画において取り上げている家畜について作成のこと。
 3 上表の規模区分は例示であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

4 畜産物出荷の動向

市町村名	年次	生乳			家畜													備考
		飲用乳等向け	乳製品等向け	計	肉用牛				子牛			豚		鶏		鶏卵		
					肉用牛	乳用種肥育牛	乳廃牛	計	肉用牛	乳用牛	肥育素牛	成豚	子豚	成鶏	ブロイラー			
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	t	
計																		

- (注) 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。
 2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。

第5節 畜産環境の現況

(草地畜産活性化事業の場合は3～5について、新技術活用地域環境改善事業の場合は1、2及び8について、作成すること。)

1 畜産環境汚染に対する苦情発生状況(平成○○年)

市町村名	畜種	苦情		苦情内容内訳								対策別経営体数					
		無	有	水質汚濁(A)	悪臭(B)	害虫発生(C)	AとB	AとC	BとC	AとBとC	その他	処理施設助成	処理技術指導	移転の斡旋	紛争の仲介	その他	計
	乳用牛																
	肉用牛																
	豚																
	鶏																
地区計	その他																
	計																
	乳用牛																
	肉用牛																
	豚																
	鶏																
	その他																
	計																

- (注) 1 過去3年間の実績について作成すること。
 2 苦情の無の欄には、当該年に苦情のなかった戸数を、有の欄には苦情のあった戸数を記入するとともに、その内訳を苦情内容内訳欄に記入するほか、市町村が実施した対策別戸数を対策別経営体数欄に記入すること。
 3 畜種欄のその他には、馬など他の畜種にかかる事業を実施する場合に記入すること。

2 環境保全基準指定状況

(1) 水質規制基準

対象 水域	対象 地域	届出施設		適用施設		排水基準の内容						備考
		種類	規模	種類	規模	BOD	SS	pH	窒素	リン	大腸菌群数	

- (注) 1 畜産に関する基準のみを記入すること。
 2 総量規制地域にあってはCODを記入すること。
 3 備考欄には規制基準の根拠となる法令、条例等を記入すること。

(2) 悪臭物質規制基準

(単位：ppm)

対象 地域	基準の内容												備考
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	スチレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	

- (注) 1 畜産に関する基準のみを記入すること。
 2 備考欄には規制基準の根拠となる法令、条例等を記入すること。

(3) 大気汚染規制基準

対象地域	煤煙の種類	備考
		規制基準の根拠となる法令、条例等

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条の規定による処理計画

処理施設設置についての基本的事項	産業廃棄物の運搬についての基本的事項	処分の場所についての基本的事項	その他の基本的事項

3 家畜排せつ物処理の現況

				乳用牛			肉用牛			豚			鶏			その他	計	備考
				2才以上	2才未満	計	2才以上	2才未満	計	繁殖	肥育	計	採卵鶏	ブロイラー	計			
頭数(羽数)																		
1頭当たり排せつ量(kg/日)		ふん	尿															
総排せつ量(トン/年) ①		ふん	尿															
		計																
処理方法別処理量	土地	自己有地	ふん															
	還元	その他	ふん															
			尿															
	その他	処理	ふん															
	計②		尿															
(①－②)		ふん	尿															

- (注) 1 処理方法別処理量は、総排せつ量について記入することとし、土地還元の自己有地には事業参加者の使用する農地に還元する量を、その他には自己有地以外の用地に還元する量を記入する。
- 2 備考欄の1頭当たり排せつ量の項についてはその算定根拠を、処理方法別処理量の項については各々、既存処理施設で今後とも対応可能なものについての施設名、処理方式、ヶ所数(台数)及び処理能力等を記入する。

4 畜産由来窒素産出量の算定

地区名： (耕地面積 ha)

畜種	原単位 (kgN/頭羽・日)	家畜頭羽数	年間日数	窒素排出量	10a 当たり窒素排出量 (kg/日)
乳用牛(2才以上)	0.31		365		
乳用牛(2才未満)	0.16		365		
肉用牛(2才以上)	0.15		365		
肉用牛(2才未満)	0.13		365		
豚(6ヶ月以上の繁殖用)	0.051		365		
豚(上記以外のもの)	0.034		365		
採卵鶏	0.0015		365		
ブロイラー	0.0026		365		
計					

- (注) 1 10a 当たり窒素排出量は、総窒素排出量を耕地面積で除して得る。
- 2 耕地面積は畦畔を除く本地面積とする。
- 3 家畜頭羽数は、「畜産統計」の値を用いること。

5 環境負荷脆弱地域の調査

地区名	団地名 (市町村名)	環境負荷脆弱地域								
		(1)水道水源	(2)クリプトスポリジウム	(3)水質等規制地域						
				①水質	②水濁	③悪臭	④瀬戸	⑤湖沼	⑥条例	⑦ラムサール

(記入方法) 1. 環境負荷脆弱地域の欄は、下記の(参考)を勘案し該当欄に○を付けること。

2. 新規地区にあっては、根拠となる資料、図面を添付すること。

(参考) (1) 水道水源の上流域に流入する区域

(2) クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

(3) 水質等規制地域

①水質 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第8号)第4条第1項の規程に基づく水質保全に係る指定地域

②水濁 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第4条の2第1項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

③悪臭 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

④瀬戸 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定に基づく関係府県の区域

⑤湖沼 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定に基づく指定地

⑥条例 都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

⑦ラムサール 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和55年条約第28号(ラムサール条約))の指定湿地に流入する地域(湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。)

6 地域資源リサイクルの現況

(1) エネルギー等副産物活用の現況

(単位: m³、t/年)

区分	生成量	リサイクル方法	備考
メタンガス 浄化処理水 ○ ○ 計			

(2) 地域有機質残さ活用の現況

(単位：t/年)

区分	排出量	処理・リサイクル方法	備 考
生ゴミ 農場残さ 食品加工残さ モミガラ オガクズ ○ ○ 計			

7 廃棄物処理の現況

(単位：t/年)

区分	排出量	活用方法	備 考
排ラップフィルム ○ ○ 計			

8 畜産施設周辺の状況

(畜産周辺施設への民家の進出状況、既存環境保全林の有無等を踏まえ現経営地での経営存続の可否等について記述する。)

第3章 地区の現況

第1節 地区の沿革

(地区の存在する周辺地域の地形、地質の概略、関係市町村の主要作目及び農用地面積並びに開発して農用地とすることの可能な土地面積等を述べ、畜産開発の可能性を畜産の動向及び開発可能資源等の畜産立地上から簡潔に記述する。)

第2節 土地の権利関係等

1 土地の権利関係

団地名	面積 (農用地 造成)	事業着手前の 土地所有		事業着手前の所有権以外の 権限により使用収益する権利			事業 参加 予定者	参加予定者が当該 土地について有す る権利(予定を含む)	権利 調整 の概要
		所有権者	面積	権利者	種類	面積			
計			ha			ha			

(注) 1 土地台帳等から本調査後に調査される前の土地所有につき、なるべく詳細に、例えば国有林野、開拓財産、その他の国有・都道府県有・市町村有とし、民有地については農地保有合理化法人(先行取得があった場合)・株式会社等法人有・個人有等のように入力する。

2 所有権以外の権限により使用収益する権利の種類には入会権を含む。

2 開発制限等

関係 団体名	開発制限 の種類	開発制限 の内容	開発制限 面積	許可等 見込み	許可等 条件見込み	調整の概況	代替施設計画		
							種類	数量	構造
			ha						

(注) 開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても記入する。

第3節 土地の現況

団 地名	地形 標高 (最高 最低)	地 質	土 壤	面積 (農用 地 造成)	土 地 の 現 況								草 地 分 級				
					牧草 地	飼料 畑	野草 地	田	普通 畑	樹園 地	山林 原野	そ 他	1級	2級	3級	4級	主要 制限 因子

(注) 1 普通畑には、飼料畑を含めないこと。

第4節 水利現況等

1 一般概況

(注) 地下水利用を計画している場合には別に記入すること。以下2についても同じ。

2 水利現況及び水利権調査調整

所在地	水系名	計画取水点	河川管理者	集水面積	流量 (l/sec)		比流量 (l/sec/km ²)		取水量 (l/sec)		既存水利権の状況				水利権	
					平水	渇水	平水	渇水	最大	平均	権利者名	水利使用の目的	受益面積等	取水量 (l/sec)		調整状況
														最大	平均	
				ha									ha			

第5節 道路現況

(本事業計画道路と接続する道路及び畜産経営に密接する主要道路名、連絡先、整備状況等を記入する。)

第4章 事業計画の概要

(草地畜産活性化事業の場合は、第1節～第4節、第6節及び第10節～第12節について、新技術活用地域環境改善モデル事業の場合は第1節～第4節、第6節及び第10節について、作成する。)

第1節 基本構想

どういう場所で(所在地等)、どういう事業目的、内容(基盤整備及び施設整備の主な内容)で計画しているのかを簡潔に記述する。

第2節 土地利用計画

1 計画の概要

(傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。)

2 土地利用計画

(1) 総括表 (現況と計画の対比)

計画	現況	山林	原野	田	普通畑	飼料畑	牧草地	施設用地	その他	計
牧草地 飼料畑 家畜排せつ物還元用草地等 水質汚染防止基盤 畜産施設用地 周辺環境基盤 その他										
計										

- (注) 1 本事業により造成整備を行う土地について記入する。
 2 普通畑からは、飼料畑を除くこと。
 3 現況の各地目のうち耕作放棄地については () 書き内数で併記すること。
 4 本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

(2) 市町村別表

(総括表と同様の様式で作成すること。)

(3) 集積土地の計画

団 地名	番 号	農地保有合理化事業				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基 づくもの				土地改良法に 基づくもの				合 計
		所有 権 移転	移転又は設定		計	所有 権 移転	移転又は設定		計	所有 権 移転	移転又は設定		計	交換 分合	換 地	計		
			貸 借 権	左以外の 使用 収益権			貸 借 権	左以外の 使用 収益権			貸 借 権	左以外の 使用 収益権						

団地名	未墾地等からの 造成に係る土地	その他 (特認)	合 計	土地集積が行われる (予定) 年 月 日	備考
計					

- (注) 1 本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。
 2 1 団地において、集積土地を 2 以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(4) 団地別土地利用

団地名	区分	牧草地				飼料畑				農業用施設用地				放牧林地	野草地	その他	計	備考
		個別	共同	公共利用	計	個別	共同	公共利用	計	個別	共同	公共利用	計					

(注) 牧草地のうち採草地専用面積については()書きとすること。

第3節 家畜飼養計画

(単位：頭、羽、戸)

市町村名	区分	乳用牛			肉用牛			豚			鶏			その他			肥育 豚換算頭数	備考
		区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数		
	現況	成牛			繁殖			繁殖			採卵							
		育成			肥育			肥育			肉用							
					育成													
					子畜													
	計画																	
計	現況																	
	計画																	

(注) 事業参加予定者の家畜飼養計画について記入する。

第4節 生産計画

1 粗飼料及び畜産物の生産量

(1) 粗飼料の生産量及び畜産物の生産量について、面積、頭数、ha 当たり収量等の諸元を記入すること。

(2) 豚、鶏等についても同様に諸元を記入すること

第5節 移転計画

移転予定者	区分	経営所在地	経営土地面積		飼養家畜		移転予定年度	移転要因	移転跡地の活用計画	備考
			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇				
	現況		ha	ha	頭	羽				
	計画									

(注) 1 経営所在地の欄には、本事業により移転する畜舎の現在の所在地を現況に、移転後の所在地を計画に記入すること。

2 経営土地面積の欄は、田、畑、飼料畑、牧草地、樹園地等に、飼養家畜の欄は乳用牛、肉用牛、豚、鶏等に区分し、それぞれの現況と計画の面積と頭羽数を記入すること。

3 移転要因の欄には、現在の所在地においては畜産経営の継続又は規模拡大が困難になっている具体的な事由を記入すること。

4 移転跡地の活用計画の欄は、移転後の跡地についての活用計画を記入するものとし、公

共の用に供する計画がある場合には、売却先、具体的な活用内容（公園、広場等）、管理予定者等を記入し、それ以外の売却（予定）の場合は、一般売却と記入すること。

第6節 家畜排せつ物処理計画

1 要処理量

畜種等		区分	頭羽数	1頭羽当たり排せつ量(kg/日・頭)	家畜排せつ物等量合計(t/年)	数量等(t/年)	計(t/年)	既存施設処理対応量(t/年)	その他処理対応量(t/年)	事業計画処理量(t/年)
乳用牛	成牛(2才以上)	ふん尿計								
	育成牛(2才未満)	ふん尿計								
肉用牛	成牛(2才以上)	ふん尿計								
	育成牛(2才未満)	ふん尿計								
豚	繁殖豚	ふん尿計								
	肥育豚	ふん尿計								
鶏	採卵鶏									
	ブロイラー									
その他家畜										
生ゴミ等										
計		ふん尿生ゴミ等計								

（注）浄化処理等で発生する汚泥については敷料等に含めること。

2 事業計画処理量の内訳

処理方法等	事業計画処理量					水分調整資材量					施設処理量計(①+②)	製品量計
	ふん量	尿量	生ゴミ等	敷料等	計	オガクズ	粃殻	パーク	その他	計		

3 製品利用計画

利用計画	たい肥		液肥		その他()	
	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)
草地還元						
飼料畑還元						
それ以外の 田・畑への還元						
その他()						
計						

- (注) 1 事業参加者の計画について記入すること。
 2 その他は、具体的な利用方法を記入すること。
 3 第7の3の(4)のキの受益面積の条件に該当する場合、受益面積に係らない分についても区分して記載すること。

第7節 地域資源リサイクル計画

1 エネルギー等副産物

(単位：m³、t/年)

	生成量						備考
	現状			施設整備後			
	廃棄量	活用量	合 計	廃棄量	活用量	合 計	
メタンガス 浄化处理水 〇 〇							
計							

(注) エネルギー等副産物利用処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

2 地域有機質残さ等

(単位：t/年)

	排出量	現状		施設整備後		備 考
		廃棄量	リサイクル量	廃棄量	リサイクル量	
生ゴミ 農場残さ 食品加工残さ モミガラ オガクズ ○ ○						
計						

(注) 地域有機質残さ等一体高度処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

第8節 廃棄物等処理計画

(単位：t/年)

	排出量	既存施設処理量	要処理量	備考
廃ラップフィルム ○ ○				
計				

(注) サイレージ用ラップ等廃棄物処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

第9節 畜産施設周辺環境整備計画

市町村名	団地名	既存の畜産施設		整備する畜産施設		周辺環境整備計画		周辺環境整備の目的、必要性等	備考
		区分	面積	区分	面積	区分	事業量		
		牛舎 豚舎 鶏舎 処理施設	m ²	牛舎 豚舎 鶏舎 処理施設	m ²				

(注) 1 団地ごとに各項目を記入のこと。

2 周辺環境整備の区分の欄には、当該施設において計画している周辺環境整備の内容（環境保全林、遊歩道、花壇、構内舗装、広場等）を記入すること。

第10節 畜産環境保全に配慮した整備計画の内容

第11節 草地を中心とした景域保全のための基本構想

第12節 草地景域活用活性化施設利用計画

場所	施設名	施設利用数(人)		行事計画			備考
		現況	計画	行事名	現況	計画	

(注) 地区内で複数の活性化施設を整備する場合は、施設ごとに記入すること。

第5章 事業計画

第1節 資源リサイクル事業

1 実施計画概要表

別記様式3

2 事業費総括表

地区名：

整備項目		単位	全体事業		各年度事業	
			事業量	事業費	事業量	事業費
1	基本施設整備事業					
	(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・ ・					
	小計					
	測量設計費 用地費及び補償費					
	小計					
	合計					
2	利用施設整備事業					
	(1)家畜排せつ物処理施設 (2)地域有機質残さ飼料化施設 ・ ・ ・					
	小計					
	測量設計費 用地費及び補償費					
	小計					
	合計					
事業費合計						

- (注) 1 単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。
2 事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。
3 各年度事業の欄は、第1年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。
4 家畜排せつ物処理施設の中核施設又は小規模施設に該当があるときは、一般処理施設と同様の項目について記入すること。
5 地区が団地に区分されるときは、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

3 処理のフローチャート

附表 1

4 基本施設整備事業計画

(1) 草地造成改良計画

ア 計画基本方針

(工法の採用理由等について簡潔に記述すること。)

イ 全体計画

造成 予定地	区分	事業計画			工 法					有機 質資 材	土壌改良資材及び 牧草種子			
		事 業 量	単価	事 業 費	山成工			改良 山成	階段 工		石灰 質	リン酸質		牧草 種子 量
					耕 起 法	蹄 耕 法	直播 火入 れ					計	草 地 化 成	
		ha	千円	千円	ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	kg
計														

(注) 区分欄には草地、飼料畑、普通畑、樹園地、野草地等を記入すること。

ウ 内容

(ア) 工法

(工法ごとにその工程を説明し、工法ごとの傾斜、ha 当たり土壌改良資材の種類及び投入量、耕起深及び ha 当たり造成単価等を記述すること。)

(イ) 牧草種子の組み合わせ

(牧草の利用目的に計画草種及び品種の組合せと ha 当たり播種量を記述する。)

(ウ) 家畜の種類ごとの利用面積

(エ) その他

(造成地に含めることが適当な牧草地内作業用道路(幹支線を除く)、防災施設、排水施設等について、その事業量、単価、内容等を記述すること。)

(2) 草地整備改良計画

ア 計画基本方針

(工法の採用理由等について簡潔に記述すること。)

イ 全体計画

整備 予定 地	区分	区画整理			排根線除去			起伏修正			障害物除去			耕起整地			土壌改良資材 散布及び牧草 種子播種		
		面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費
	草地 飼料畑 ○ ○	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円
計																			

有機質資材				土壌改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
				石灰質資材				磷酸質資材									
種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費		
	t	t	千円		t	t	千円		t	T	千円			kg	千円	千円	千円

[illegible]

(注) 飼料畑として整備の場合は、牧草種子購入費及び牧草種子播種経費は含まない。

(3)家畜排せつ物土地還元施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性和基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

[illegible]

(注) 付帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(4) 水質汚染防止基盤整備計画

ア 水質浄化林・浄化水路造成整備計画

(7) 計画基本方針

(整備の必要性和基本的考え方について記入すること。)

(イ) 用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	m ²	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には植栽床の保護柵（ブロック、石組み）等を記入

(ウ) 植栽等計画

[illegible]

(注) 1 水質浄化林の樹種にあつては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

2 浄化水路の整備にあつては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

イ 浄化池、污水处理池整備改良計画

(7) 計画基本方針

(整備の必要性和基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備改良 予定地	区分	事業計画			工 法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円 /ha	千円	ha	ha	ha	
計								

(注) 工法のその他欄にあつては、具体的な工法を記入すること。

ウ 畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設整備改良計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法（構内舗装、防漏処理集水池等）について記入すること。

(5) 畜産施設用地造成整備計画

ア 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業計画			内 容
	事業量	単価	事業費	
	ha	千円/ha	千円	
計				

(注) 用地面積は平面分のみでなく、法面を含むものとして記入すること。

ウ 施設用地配置計画

(模式図により施設の配置を示す。)

(6) 道路整備計画

ア 計画基本方針

(下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記入すること。)

イ 全体計画

路線名	事業計画			復員 (有効)	構造	主要構造物			既存道路 との連絡	備考
	事業量	単価	事業費			橋梁				
幹線 号 : 支線 号 :		千円	千円	m		ヶ所				うち改修部分 は〇〇道
幹線条 計 支線条										

(注) 改修する部分がある場合は、() 書きで内数として記入すること。また備考には市町村道、林道等の別を記入すること。

ウ 路線配置図

(模式図により、既存道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。)

(7) 用排水施設整備計画

ア 計画基本方針

(用排水計画に係る基本的事項についての考え方を記入すること。)

イ 計画用排水系統図

(模式図により、既設の幹線用排水路との関係、既設及び計画の用排水路(施設)の名称、関連用地銘(施設、草地等)等を付記すること。)

用排水路名	構造	単位 排水量	関連 用地	事業計画			管理 予定者	備考
				延長	単価	事業費		
用水路		m ³ /sec		m	円/m	千円		
計								
排水路								
計								

- (注) 1 構造の欄には、用水路の場合は、導入する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設(浄水、消毒施設等)を付設する場合はその型式を併せて記入すること。また、排水路の場合は、水路の種類(保護水路、コルゲートU字フレーム水路、コンクリート水路等)規格及び柵の種類(合流柵、落差柵、減勢柵等)について記入し、排水路等の構造図を添付すること。
- 2 関連用地の欄には、この事業により造成整備される畜産施設用地、家畜排せつ物土地還元施設用地、草地等の別を記入すること。
- 3 備考の欄には、計画給水量(ℓ/日)及び単位排水量の算定根拠を記入すること。

(8) 隔障物整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備 予定地	事業量	木戸 の数	柵 柱			張 線		受益 面積	受益 頭数	単価	事業費
			種類	規格	間隔	種類	段数				
	m	ヶ所			m			ha	頭	円/m	千円
計											

(9) 移転跡地復元整備計画

ア 計画基本方針

(復元整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	現況	整備 内容	整備後の 用途	管理 予定者	備考
	m ²	円/m ²	千円					

計								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 現況の欄には、畜舎敷地、ラグーン等、現況の利用内容を記入すること。

2 整備内容の欄には、埋め戻し、整地、施設取り壊し等を記入すること。

(10) 周辺環境基盤整備計画

ア 環境保全基盤造成整備計画

(ア) 環境保全林造成整備計画

a 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 用地造成整備計画

造成整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	m ²	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、造成工、整備工等の工法、植栽床の保護柵（ブロック、石組み、法面等）について記入すること。

c 植栽計画

整備予定地	植栽面積	植栽本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、列数、樹高等	備考
	m ²	本	千円/m ²	千円			
計							

(イ) 緑地帯造成整備計画

a 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 全体計画

造成整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	管理予定者	備考
	m ²	千円	千円			

(注) 工法等の欄には、緑地化する方法（芝張り、種子の播種、種苗の移植等）、植物名、単位当たり播種量又は移植量を記入すること。

(ウ) 広場、浄化池等造成整備計画

a 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 全体計画

造成整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
		m ²	千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、広場、浄化池の別を記入すること。

(エ) 花壇、構内舗装造成整備計画

a 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 全体計画

造成整備 予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理 予定者	備考
		m ²	千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、広場、浄化池の別を記入すること。

イ 交流基盤造成整備計画

(ア) 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

造成整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管 理 予 定 者	備考
		m ²	千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、ふれあい農園、ふれあい牧場、広場等の別を記入すること。

5 利用施設整備事業計画

(1) 家畜排せつ物処理施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造 型式	処理 能力	受益 者数	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円/ヶ所・ 台	千円		
計									

(注) 1 施設・機械名の欄は、一般施設（一般処理施設、中核処理施設及び小規模処理施設）、地域有機質残さ等一体高度処理施設、エネルギー等副産物利用処理施設、家畜排せつ物運搬等機械の別を記入すること。

2 地域有機質残さ等一体高度処理施設については、市町村が樹立する一般廃棄物処理計画書を添付すること。

3 エネルギー等副産物利用処理施設については、エネルギー等副産物の利用計画書を添付すること。

(2) 地域有機質残さ飼料化施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			

計						
---	--	--	--	--	--	--

(注) 内容欄には、原料となる地域有機質残さの名称及び製品化される飼料名等について記入すること。

(3) 水質汚染防止施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型 式	処理能 力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(4) バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型 式	処理能 力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(5) たい肥土壌分析施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			
計						

(注) 内容欄には、分析対象、分析方法等について記入すること。

(6) 水分調整資材収集製造施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			

計						

(注) 内容欄には、水分調整資材の名称等について記入すること。

(7) サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型 式	処理能 力	受益者 数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(注) 都道府県が樹立する処理計画書を添付すること。

(8) 電気導入施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	構造・型式・ 規模等	事業費	利用施設	備考
		千円		
計				

(注) 利用施設の欄には、当該施設により電気を導入し利用する施設名(家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設等)を記入すること。

(9) その他施設整備計画

ア 農機具庫整備計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備 予定地	農機具 の種類	構造	規模	単価	事業費	管理予定者	備考
			棟、 m ²	千円	千円		
計							

(注) 構造の欄には、木造、鉄骨等の別等について記入すること。

イ 家畜保護施設整備計画(環境移転に限る)

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備予定地	飼養家畜	構造	規模	飼養頭数	単価	事業費	管理予定者	備考
			棟、㎡	頭	千円/ ㎡	千円		
計								

- (注) 1 飼養家畜の欄には、畜種の別、繁殖、育成、肥育等の別を記入すること。
 2 構造の欄には、平屋、2階建て等の別、木造、鉄骨等の別、無窓、開放等の別等について記入すること。
 3 飼養頭数の欄には、飼養する実頭数を記入すること。

ウ 周辺環境施設整備計画

(ア) 環境保全施設整備計画

a 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
			千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、休憩所、便所等の別を記入すること。

(イ) 交流施設整備計画

a 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
			千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、休憩所、便所等の別を記入すること。

6 家畜排せつ物処理施設の建設単価調査

地区名：

施設名			処理施設の 種類	処理方式	処理対象頭羽数								年間 処理 量(t)
市町村名	団地名	管理者名			肥 豚 算 数	育 換 頭	乳 用 牛	肉 用 牛	豚	採 卵 鶏	フ ロ イ ラ ー	馬	
			堆肥舎	ローダー による攪拌									

柱の 種類	屋根 形式	送風 の有無	軒高 (m)	柱芯 面積 (㎡)	建築費(工事費、千円)			㎡当たり 単価 (千円/㎡)	備考 (特筆点)
					計	建築 工事費 A	機械施設等 工事費 B		
木造	片流れ	無	4.8					39	

(注) 1 表中の文字、数値は記載例

- 2 建築工事費 A は、設計費、基礎工事費、上屋工事、内装、外装工事及び電気配線工事等で、諸経費、消費税を含む。
- 3 機械施設等工事費 B は、処理施設の建築物に付帯する機械購入及び機械の設置に係る諸経費とする。

7 施設運営収支計画

地区名：

科 目		金額	変動費	固定費	備 考
歳入	堆肥販売				
	ふん処理料				
	尿処理料				
	堆肥運搬料				
	堆肥散布料				
	その他処理料				
	組合員負担金				
	助成金				
	雑収入				
	計				
歳出	直接運営費	水分調整材			
		その他原材料			
		燃料費			
		薬品費等			
		包装資材費			
		労務費			
		水道光熱費			
		販売促進費			
		検査料			
		その他			
		計			
	運営管理費	修繕費			
		消耗品費			
		通信費			
		保険料			
		租税公課			
		維持管理費			
		減価償却費			
		借地代			
	管理費	リース代			
		雑費			
		計			
		役員報酬			
		共通管理費			
		借入償還金(利子含む)			
		法人税・住民税等			
		計			
	合計				
収支					

- (注) 1 固定費とは、堆肥販売額等の売上高に関係なく常に一定して生じる費用であり、変動費とは売上高に応じて減少する経費
- 2 全ての項目について固定費か変動費かを区分し、当該欄に○を記入すること。また、計の行にはそれぞれの合計を記入すること。
- 3 地区が団地に区分されるときは、団地ごとに作成すること。

第2節 草地畜産活性化事業

1 実施計画概要表

別紙様式3

2 事業費総括表

地区名：

整備項目		単位	全体事業		各年度事業	
			事業量	事業費	事業量	事業費
工事費	1 基本施設整備事業					
	(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・					
	小計					
	測量設計費 用地費及び補償費					
	小計					
	合計					
	2 利用施設整備事業					
	(1)草地景域活用活性化施設整備 (2)家畜排せつ物処理施設 ア たい肥舎 イ 発酵処理施設 ウ 尿溜(曝気槽を含む) ・ ・ ・					
	小計					
	測量設計費 用地費及び補償費					
	小計					
	合計					
事業費合計						

- (注) 1 単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。
 2 事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。
 3 各年度事業の欄は、第1年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。
 4 地区が団地に区分される場合は、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

3 基本施設整備事業計画

(1) 草地造成改良計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(1)で規定した様式等を準用する。

(2) 草地整備改良計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(2)で規定した様式等を準用する。

(3) 野草地整備改良計画

ア 計画基本方針

(注) 工法の採用理由等について簡潔に記入すること。

イ 全体計画

(ア) 野草地整備改良

整備 予定地	整備面積 野草地	立木等の除伐						隔障物除去			耕起整地			土地改良資材散布 及び牧草種子播種		
		樹種	樹齡	本数	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
	ha				ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円

土壌改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
石灰質資材				燐酸質資材									
種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費		
	t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	千円	

(イ) 家畜排せつ物土地還元農用地整備改良

整備 予定地	家畜排せつ物 土地還元農用地 整備改良面積	排根線除去			障害物除去			起伏修正			区画整理			耕起整地		
		面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
	ha	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円

土壌改良資材								雑 費 計	事 業 費 計
石灰質資材				燐酸質資材					
種 類	数 量	ha 当り	事 業 費	種 類	数 量	ha 当り	事 業 費		
	t	t	千円		t	t	千円		千 円

(4) 牧野樹林整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	新設・改良別	規格	事業量	単価	事業費	改良の場合の 主な内容	備考

(5) 水質浄化林・浄化水路造成整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(4)のアで規定した様式等を準用する。

(6) 草地景域活用活性化施設用地造成整備計画

ア 牧場広場、生態環境保全・展示園等造成整備

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 用地造成整備計画

造成整備予定地	供用する施設名	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
		ha	千円/ha	千円	

(注) 1 用地面積は平面分のみではなく法面を含むものとする。

2 供用する施設名の欄には、牧場広場、生態環境保全・展示園等の別を記入すること。

(ウ) 施設用地配置設計図

(注) 模式図により施設の配置を示す。

イ 遊歩道造成整備計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 用地造成整備計画

造成整備 予定地	事業量	単価	事業費	幅員	構造	主要 構造物	連絡する 既存道路	管理 予定者	備考
	m	千円/ha	千円	m					
計									

(注) 1 構造の欄には、砂砂利、アスファルト舗装、コンクリート舗装等の別を記入すること。

2 主要構造物の欄には、橋梁の力所数、道柵の延長等について記入すること。

3 備考欄に新設、既存道路の別を記入すること。

(7) 施設周辺環境基盤整備計画

ア 環境保全林造成整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(10)のアの(ア)で規定した様式等を準用する。

イ 緑地帯造成整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(10)のアの(ウ)で規定した様式等を準用する。

ウ 花壇、構内舗装等造成整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(10)のアの(エ)で規定した様式等を準用する。

(8) 家畜排せつ物土地還元施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(3)で規定した様式等を準用する。

(9) 用排水施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(7)で規定した様式等を準用する。

(10) 防災施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	種類	規模	事業量	単価	事業費	関連団地	備考
		ヶ所、基	m ² , ha	千円	千円		

(11) 道路整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(6)で規定した様式等を準用する。

4 利用施設整備事業計画

(1) 草地景域活用活性化施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
					千円	千円		

(注) 備考欄には、当該施設を整備する目的、必要性、効果等について記入すること。

(2) 家畜排せつ物処理施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の5の(1)で規定した様式等を準用する。

(3) 電気導入施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の5の(8)で規定した様式等を準用する。

(4) 隔障物整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(8)で規定した様式等を準用する。

(5) 家畜保護施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

(注) 付帯する施設は、内数で上段()内に搾乳・牛乳処理施設、給餌用施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(6) 飼料調製貯蔵施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

(7) 衛生管理施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

(8) 放牧馴致施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

(9) 牧場用機械施設整備計画

ア 牧場用機械導入計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

機械名	規格形式	所要数量			年間作業計画		単価	事業費	管理 予定者	備考
		既存	新規	計	主な 作業	稼働 日数				
		台	台	台		日	千円 /台	千円		

イ 牧場用機械施設整備計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備 予定地	施設名	構造	規模	数量	利用 者数	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
					戸	ヶ所 ・台	千円 /ヶ所 ・台			

(10) 防護柵整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備 予定地	新設・ 改良	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
				m	千円/m	千円		

5 草地景域活用活性化施設の管理経営計画

(1) 管理経営の基本方針

(注) 草地景域活用における管理経営の基本方針を簡潔に記入すること。

(2) 施設管理計画

(注) 草地景域活用における施設の運営管理及び経営方法を具体的に記入すること。

第3節 新技術活用地域環境改善モデル事業

1 実施計画概要表

別紙様式3

2 事業費総括表

地区名：

整備項目		単位	全体事業		各年度事業	
			事業量	事業費	事業量	事業費
1	基盤施設整備事業					
	(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・ ・					
	小計					
	測量設計費 用地費及び補償費					
	小計					
	合計					
2	利用施設整備事業					
	(1)臭気対策施設 ア家畜飼養管理施設 イ家畜排せつ物処理施設 ア)たい肥舎 イ)発酵処理施設 ・ ・ ・					
	小計					
	測量設計費 用地費及び補償費					
	小計					
	合計					
3	新技術導入円滑化費					
事業費合計						

(注) 1 単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。

2 事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。

3 各年度事業の欄は、第1年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。

4 地区が団地に区分されるときは、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

3 処理のフローチャート附表1

脱臭施設の概要 附表2

4 基本施設整備事業計画

(1) 草地造成改良計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(1)で規定した様式等を準用する。

(2) 草地整備改良計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(2)で規定した様式等を準用する。

(3) 家畜排せつ物還元農用地造成整備計画

ア 計画基本方針

(工法の採用理由等について簡潔に記述すること。)

イ 全体計画

団 地 名	家畜排せつ物還元農用地整備改良面積	区画整理			排根線除去			起伏修正			障害物除去			耕起整地			土壌改良資材散布及び牧草種子播種		
		面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
		ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円
計																			

有機質資材				土壌改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
				石灰質資材				燐酸質資材									
種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	品 種	数量	事業費		
	t	t	千円		t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	千円	千円

(4) 臭気対策施設用地造成整備計画

ア 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業計画			内 容
	事業量	単価	事業費	
	ha	千円/ha	千円	
計				

(注) 用地面積は平面分のみでなく、法面を含むものとして記入すること。

ウ 施設用地配置計画

(模式図により施設の配置を示す。)

(5) (4)に附帯する施設の整備計画

(6) 用排水施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(7)で規定した様式等を準用する。

(7) 雑用水施設整備計画

ア 計画基本方針

イ 事業計画

用水 源 概 要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費 計	管 理 予定者
	家畜 の 種 類	頭 数	要 水 量	種 類	数 量	事業 費	種 類	数 量	事業 費	種 類	数 量	事業 費	種 類	数 量	事業 費		
		頭	m ³		頭	円		頭	円		頭	円		頭	円	円	

(8) 防災施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

第2節「草地畜産活性化事業」の3の(10)で規定した様式等を準用する。

5 利用施設整備事業計画

(1) 臭気対策施設整備計画

ア 家畜飼養管理施設整備計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整 備 予定地	施 設 名	新設 改良	構 造	規 模	改良の場 合の主な 内容	畜舎等主たる施設			付帯施設単価				事業 費計	管 理 予定者	備 考
						数量	単位	事業 費	内容	数量	単価	事業 費			
							千円	千円			千円	千円			

イ 家畜排せつ物処理施設整備計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造 型式	処理 能力	受益 者数	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円/ヶ 所・台	千円		

計									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 施設・機械名の欄は、施設、家畜排せつ物運搬等機械の別を記入すること。

ウ 臭気対策施設の概要

脱臭方式	施設・機械名	構造型式	処理能力	資材・薬剤	通気装置	型式台数	設定通気量	モータ出力	送気配管
					ヶ所	千円/ヶ所・台			
計									

新たな脱臭技術について記述

--

(2) (1) に附帯する施設の整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	構造・型式・規模等	事業費	利用施設	備考
		千円		
計				

(注) 利用施設の欄には、当該施設により電気を導入し利用する施設名（家畜飼養管施設、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

6 新技術導入円滑化事業計画

(1) 計画基本方針

(2) 全体計画

事業計画・		内 容	備考
事業費	対象団地名	(研修、データ収集・分析及び指導の内容並びに回数)	
千円			

7 臭気対策施設の建設単価調査

第1節「資源リサイクル事業」の7で規定した様式等を準用する。

8 家畜排せつ物処理施設運営収支計画

第1節「資源リサイクル事業」の8で規定した様式等を準用する。

第6章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区 分		参加農家数(戸)	うち移転農家(戸)
畜産農家	酪農		
	肉用牛		
	養豚		
	採卵鶏		
	ブロイラー		
	その他(畜種名)		
耕種農家			
計			

(注) 事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること

第2節 事業参加予定者個別明細表

事業参加者名	経営類型	現経営所在地	事業完了後経営所在地	事業参加内容		肥育豚 換算頭数	管理農地		家畜排せつ物処理の現状	備考
				基盤整備	施設整備		種類	面積(ha)		
計										

- (注) 1 経営類型の欄には、酪農、肉用牛繁殖、養豚一貫、稲作当と記入する。
- 2 現経営所在地及び事業完了後経営所在地の欄には、経営の基幹となる施設等の所在地を地番まで記入すること。
- 3 事業参加内容の欄には、参加する事業内容（草地造成、飼料畑整備、家畜排せつ物処理施設整備等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設の場合は、〇〇、△△／×（〇〇：事業内容、△△：事業量、×：参加者数、(例)家畜排せつ物処理施設、2000㎡／3）と記入すること。
- 4 管理農地とは、事業参加者が所有または使用権を持っている農地で、その種類の欄には、草地、飼料畑、水田等と記入すること。
- 5 家畜排せつ物処理の現状欄には、自己堆肥化、堆肥センター利用などと記入すること。

第3節 受益見込面積

草地畜産活性化の場合は作成の必要がない。

1 総括表

市町村名	受益面積(m ²)		
	基盤整備費関係	施設整備費関係	計

(注) 次の2及び3から転記することとし、施設整備費の欄には基盤整備費と重複しない面積のみを記入すること。

2 基盤整備費に係る受益面積

受益地の所在地	受益面積(m ²)	受益内容(m ²)							
		草地等の造成整備	家畜排せつ物処理施設の整備	水質浄化林・浄化水路の整備	浄化池、汚水処理池の整備	畜産施設用地の造成整備	道路の造成整備	移転跡地の復元整備	環境保全林の造成整備
計									

受益内容(m ²)									
緑地帯の造成整備	遊歩道の造成整備	広場、浄化池等の造成整備	花壇、構内舗装等の造成整備	交流基盤の造成整備	家畜排せつ物処理基幹施設整備				

(注) 1 受益地について1筆ごと(まとまりがある受益内容が同じ土地は、ひとまとめにしても差し支えない。)にその面積を記入し、受益内容欄の該当する全てにその面積を記入すること。

2 1筆の土地のうちの一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を受益内容の欄に記入すること。

3 市町村ごとに小計を作成すること。

3 施設整備費に係る受益面積

受益地の所在地	受益面積	左のうち基盤整備費の受益を受けない面積	関係する家畜排せつ物処理施設の所在地
	m ²	m ²	

(注) 1 基盤整備費の受益を受けない面積とは、2の基盤整備費に係る受益面積に算入されない面積をいう。

2 関係する家畜排せつ物処理施設とは、その受益地に還元される家畜排せつ物を処理する施設をいう。

第7章 事業費負担計画等

第1節 事業費負担区分

区分		事業費	負担率				負担額				備考
			国	県	市町村	受益者	国	県	市町村	受益者	
基 盤 整 備	工事雑費等	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
	小計										
施 設 整 備	工事雑費等										
	小計										
事業費計											
付帯事務費											
合計											

- (注) 1 区分の内容は、要綱別表第5の1又は2の区分により行うこと。
 2 工事雑費等とは、工事雑費及び一般管理費とする。
 3 市町村により補助率が異なる場合は、市町村別に作成し総括表を付すること。

第2節 経営体別負担額

経営体名	所要投資額			受益者負担額			備考
	基盤整備	施設整備	計	基盤整備	施設整備	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計							

(注) 所要投資額は、受益者負担に係る事業種目のみを記入する。

第3節 資金計画

経営者別	制度別	償還条件					償還額			備考
		資金の種類	借入元金	据置期間	利率	年賦金利	年償還額	最大年償還額	平年償還額	
	農林漁業金融公庫資金						千円	千円	千円	
	農業近代化資金									
	農業改良									

	資金									
	〇〇〇									
	計									

(注) 最大年償還額、平年償還額は、経営者別に計の欄のみ記入すること。

第8章 事業効果

都道府県名：_____

地区名：_____

事業実施年度：_____

1 費用便益比の総括

区 分	数 値
総費用 ①	千円
評価期間(当該事業の工事期間+20年又は40年) ②	年
総便益 ③	千円
総費用総便益比 ③÷①	

2 費用便益費の内訳

			総費用									総便益			
経過 期間	年度	割引係数 (1+割引率) (x)	初期 投資 額 (建設 費等) (i)	再建設費(cr)				事業開始 時点の既 存施設の 資産価額 (α)(道 路・水利 施設等)	評価期間 最終年で の施設の 資産価額 (β)	年費用	年費用 現在価 値	年便益	年便益 (現在価 値)	備考	
				計	○ ○	○ ○	○ ○								○ ○
①		②= (1+0.04) ^ ①	③	④=ア+ イ+ウ+ エ	ア	イ	ウ	エ	⑤	⑥	⑦ = ③ + ④ + ⑤ + ⑥	⑧= ⑦/②	⑨	⑩= ⑨/②	
—	H														評 価 年
1	H														
2	H														
3	H														
4	H														
5	H														
—	H														
合計															

第9章 添付資料

1 添付図

(1) 位置図

基 図： 国土地理院発行の地形図（1/50,000）

記入事項： 地区界、草地の造成整備、家畜排せつ物土地還元施設の整備、水質浄化林・浄化水路の造成整備、浄化池、汚水処理池の整備、畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備、畜産施設用地の造成整備、道路の整備、用排水施設の整備、隔障物の整備、移転跡地の復元整備、環境保全林の造成整備、緑地帯の造成整備、広場、浄化池の造成整備、花壇、構内舗装等の造成整備、交流基盤の造成整備、家畜排せつ物処理施設の整備、地域有機質残さ飼料化施設の整備、水質汚染防止施設の整備、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設の整備、たい肥土壌分析施設の整備、水分調整資材収集製造施設の整備、サイレージ用ラップ廃棄物処理施設の整備、電気導入施設の整備、農機具庫の整備、家畜保護施設の整備、環境保全施設の整備、交流施設の整備、土地利用円滑化等事業実施の位置及び範囲

(2) 計画概要図

基 図： 地区全体が一葉の図面に入るような縮尺の図面（1/10,000～1/25,000）

記入事項： 位置図の記入事項を必要に応じて細分（草地等の造成整備にあつては草地造成、飼料畑造成、水田整備等に細分し、団地（施設）の名称又は番号を附してその実施位置、範囲を記入するとともに、事業参加者の所在地（移転農家にあつては移転前後両方の位置）を畜産農家（畜種別 乳用牛：緑、肉用牛：黄緑、豚：橙、鶏：赤）と耕種農家（黄）に色分けした○印で記入する。また、受益地について斜線等により明示する。さらに、環境負荷脆弱地域のうち、水道水源の上流域に該当する場合は、水道水源の位置を記入すること。クリプトスポリジウム等の病原性微生物が確認された河川等に流入する区域に該当する場合は、当該河川等を示すこと。

(3) 計画平面図

基 図： 原則として1/5,000

記入事項： 計画概要図と同じ

2 積算資料及び参考資料等

(1) 計画策定の基礎資料

(2) 施設等の積算設計計算書及び設計図

(3) 第7の3の（4）のオに該当する場合、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に規定する市町村計画又はこれに準ずる地域の家畜飼養頭羽数に関する計画

(4) 第7の3の（4）のカに該当する場合、以下の資料

- ・ 地域畜産の発展を図る取組計画
- ・ 整備する家畜排せつ物処理施設の経済合理性についての説明資料

(5) 畜産由来窒素産出量の計算書（畜産高密度地域においてエネルギー等副産物利用処理施設整備を行う場合に限る。）

(6) その他参考資料

事業実施計画変更手続報告書

番 号

年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長)

都 道 府 県 知 事

畜産環境総合整備事業(〇〇事業)△△地区の事業計画について、畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき、下記のとおり変更したので報告します。

記

注) 事業実施計画概要表及び変更の内容を記入した書類を添付すること。

なお、その記載は二段書きとし、変更前を上段()書きとすること。

畜産環境総合整備事業完了報告書

番 号

年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあつては農林水産省畜産局長)

都 道 府 県 知 事

畜産環境層総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき、下記地区に係る畜産環境総合整備事業(〇〇事業)が完了したことを報告します。

記

地区名	関係市町村	事業主体	受益面積	事業費	実施期間	摘要
					年度 ～ 年度	

運用 4（農道整備事業）

第 1 事業内容

1 対象地区

- （１） 本事業は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとする。
- （２） 広域営農団地農道整備事業及び基幹農道整備事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、広域営農団地農道整備事業及び基幹農道整備事業以外の事業は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

2 事業メニュー

本事業は、農道整備事業並びにこれと併せ行う用地整備事業、駐車場整備事業、ライフライン収容施設整備事業及び生態系保全施設整備事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

（１） 農道整備事業

ア 広域営農団地農道整備事業

広域営農団地農道整備事業とは次のとおりとする。

（ア） 広域営農団地農道型

広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹となる農道の整備

（イ） 中山間活性化ふれあい支援農道型

中山間・都市ふれあいの郷づくり連携対策実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 C 第 136 号農林水産事務次官依命通知）の第 2 の 1 に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画及び都道府県が策定する「中山間活性化・都市交流促進モデル事業計画」に位置付けられた農道であって、中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進すると認められるものの整備

イ 基幹農道整備事業

ア、ウ及びエ以外の農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備

ウ 一般農道整備事業

ア、イ及びエ以外の農道の整備であって次のとおりとする。

（ア） 一般農道の整備

（イ） 経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定

された野菜指定産地（以下この別紙においては「野菜指定産地」という。）における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下この別紙においては「野菜指定産地における畑地帯」という。）、田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下この別紙においては「田畑輪換を行う水田地帯」という。）又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 4 第 1 項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備

- (ウ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域又は、少なくとも一つが、林野率が 50 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域に含まれる農業集落を結ぶ農道の整備又はこれと併せ行う附帯整備

エ 農道保全対策事業

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであつて次のとおりとする。

(ア) 点検診断事業

施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び保全対策計画の策定

(イ) 保全対策事業

① 施設機能保全対策

老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事

② 交通安全及び物流効率化対策

交通の円滑化及び安全確保の観点から必要な防護柵の整備、交差点の改良、歩道、自転車道及び横断歩道橋の整備、踏切、標識及び照明施設の整備、積雪寒冷地域対策工の整備、路面（路体、路床及び路盤を含む。）の改良、勾配及び線形の改良並びに駐車場、ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備

③ 環境保全対策

農道とその周辺環境の調和を図るための修景施設（農道沿道の並木、花壇等の施設用地、芝生、照明施設、農道の管理用として設置する遊歩道等を含む。）、農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備

(ウ) 緊急対策事業

供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置

- (エ) 都道府県知事は、第 1 の 2 の（１）のエの（ア）の事業を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。

(2) 用地整備事業

(1) のアからウまでの事業と併せ行う施設用地の整備であって、当該農道に隣接する土地（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下同じ。）又は半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙においては「振興山村等」という。）に限る。）、当該農道工事における土取場又は土捨て場を活用して用地整備を行うもの。

(3) 駐車場整備事業

(1) のアからウまでの事業と併せ行う駐車場の整備であって、当該農道に隣接する土地（振興山村等に限る。）、当該農道工事における土取場又は土捨て場を活用して整備を行うもの。

(4) ライフライン収容施設整備事業

(1) のアからウまでの事業と併せ行う農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、ガス供給施設、電線、電話線等の公共施設の埋設工事に伴う不経済な農道の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための地下利用施設であって、農道の整備と一体的に整備を行うもの。

(5) 生態系保全施設整備事業

(1) のアからウまでの事業と併せ行う当該農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止柵等の施設であって、農道の整備と一体的に整備を行うもの。

3 事業計画

第 1 の 2 の (1) の事業の事業計画は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他土地改良事業に関する法令及び通知の規定に従い、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第 1 の 2 の (1) のウの (ウ) 及びエの事業についてはこの限りではない。

第 2 事業の実施

1 交付要件

農道整備事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号）に基づき平成 21 年度以前に採択され着手していること。

2 事業計画の変更

次の（１）及び（２）のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、採択され着手している区間を超える事業計画の変更を行うことはできない。

（１） 広域営農団地農道整備事業、基幹農道整備事業及び一般農道整備事業

ア 当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画については、土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件（平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号。以下この別紙において「告示」という。）第 1 号の（３）のイの（ア）及び（イ）に掲げる変更

ウ 事業費であって告示第 2 号に規定されているものについての変更

（２） 農道保全対策事業

ア 当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画の著しい変更

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

（３） 都道府県知事は、（１）又は（２）の計画変更を行ったときは、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長）にその旨を報告するものとする。

3 その他

（１）事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

（２）本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 3 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

- 1 純工事費
- 2 附帯工事費
- 3 測量設計費
- 4 船舶機械器具費
- 5 用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く。）

第4 経過措置

- 1 平成 21 年 3 月改正による廃止前の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱（昭和 41 年 4 月 23 日付け 41 農地D第 772 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の団体営事業として実施され、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 のタ農道整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号）別表 1 のセ農道整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

附則

農道整備事業については、平成 22 年度からは、経過措置として既に国に事業計画が採択されて着手済みの農道に限定し整備を行うこととし、本運用については、その完了の翌年度に効力を失うこととする。